

(資料編)

1 定期監査の実施状況

(1) 監査対象機関及び実施箇所数

(単位：箇所、%)

区 分			監査対象箇所数 (a)	監査実施数 (b)	実施率 (b/a)		
定期 監査	普 通 会 計	知 事 部 局	本 庁	72	72	100.0	
			広 域 振 興 局	65	65	100.0	
			広域振興局以外の 出先機関	総務部所管	2	2	100.0
				政策地域部所管	1	1	100.0
				環境生活部所管	3	3	100.0
				保健福祉部所管	17	17	100.0
				商工労働観光部 所 管	8	8	100.0
				農林水産部所管	22	22	100.0
				県土整備部所管	2	2	100.0
				小 計	55	55	100.0
				小 計	192	192	100.0
	他 の 執 行 機 関 等	本 庁	14	14	100.0		
		出 先 機 関	教育委員会所管	87	87	100.0	
			公安委員会所管	16	16	100.0	
		小 計	103	103	100.0		
		小 計	117	117	100.0		
	計			309	309	100.0	
	企 業 会 計	医 療 局	本 庁	1	1	100.0	
			病 院	26	26	100.0	
		企 業 局		1	1	100.0	
計		28	28	100.0			
合 計			337	337	100.0		
(参考) 平成29年度の状況			(338)	(338)	(100.0)		

(3) 監査指摘基準別 指摘件数 (別表第1 財務監査)

監査の項目 及び着眼点	指 摘 基 準	件数	構成比
1	予算経理一般	1	2.6%
(1)	予算経理関係の帳票の整理状況は適正か	0	0.0%
	(1) 帳票の整理状況の不适当	0	
	(1) (帳票の備付けがないもの)	0	
	(2) (記録整理が不備なもの)	0	
(2)	予算の配当又は令達は適正か	0	0.0%
	(1) 予算の配当又は令達の額の不适当	0	
	(1) (予算の配当又は令達の額が不适当なもの)	0	
	(2) 予算の配当又は令達の時期の不适当	0	
	(2) (予算の配当又は令達の時期が遅れているもの)	0	
(3)	予算の執行は適正か	0	0.0%
	(1) 予算の執行の不适当	0	
	(1) (予算の目的に反して執行しているもの)	0	
(4)	予算の流用又は予備費の充用は適正か	0	0.0%
	(1) 予算の流用又は予備費の充用の不适当	0	
	(1) (予算流用又は予備費充用の科目、金額、時期又は理由が不适当なもの)	0	
(5)	予算の繰越しは適正か	0	0.0%
	(1) 予算の繰越しの不适当	0	
	(1) (繰越しの額又は理由が不适当なもの)	0	
(6)	その他予算経理に関し不适当なものはないか	1	2.6%
	(1) その他予算経理の不适当	1	(2.6%)

監査の項目 及び着眼点	指 摘 基 準	件数	構成比
2	収入事務	8	20.5%
	(1) 調定は適正か	6	15.4%
	(1) 調定の不適當	6	(15.4%)
	(1) (調定を行っていないもの)	2	(5.1%)
	(2) (調定が遅れているもの)	3	(7.7%)
	(3) (減免措置等が不適當なもの)	0	
	(4) (納入義務者を誤っているもの)	0	
	(5) (調定金額を誤っているもの)	1	(2.6%)
	(6) (所属年度又は歳入科目を誤っているもの)	0	
	(7) (納期限が不適當なもの)	0	
	(2) 納入の通知は適正か	0	0.0%
	(1) 納税又は納入の通知の不適當	0	
	(1) (納税又は納入の通知をしていないもの)	0	
	(2) (納税又は納入の通知が遅れているもの)	0	
	(3) (納税又は納入の通知の額等を誤っているもの)	0	
	(3) 収納は適正か	0	0.0%
	(1) 収納の不適當	0	
	(1) (収納方法を誤っているもの)	0	
	(2) (収納額を誤っているもの)	0	
	(4) 現金、有価証券、収入証紙等の取扱いは適正か	2	5.1%
	(1) 現金收受の不適當	0	
	(1) (権限のない者が現金を收受しているもの)	0	
	(2) (直接収納に係る収納金の取扱いが不適當なもの)	0	
	(2) 収入証紙の取扱いの不適當	0	
	(1) (収入証紙の消印がないもの)	0	
	(2) (収入証紙収納額を誤っているもの)	0	
	(3) (収入証紙収納額の報告を誤っているもの)	0	
	(3) 過誤納金の還付手続の不適當	2	(5.1%)
	(1) (過誤納金の還付手続を行っていないもの)	1	(2.6%)
	(2) (過誤納金の還付手続が遅れているもの)	1	(2.6%)
	(4) 歳入歳出外現金の取扱いの不適當	0	
	(1) (歳入歳出外現金の取扱いを誤っているもの)	0	
	(5) 現金、有価証券の保管又は取扱いの不適當	0	
	(1) (現金、有価証券の保管又は取扱いが不適當なもの)	0	
	(5) その他収入事務に関し不適當なものはないか	0	0.0%
	(1) その他収入事務の不適當	0	

監査の項目 及び着眼点	指 摘 基 準	件数	構成比
3	支出事務	18	46.2%
	(1) 支出負担行為は適正か	1	2.6%
	(1) 支出負担行為の不適當	1	
	(1) (支出負担行為として整理する時期が不適當なもの)	1	
	(2) (予算のない支出負担行為を行っているもの)	0	
	(3) (支出負担行為額を誤っているもの)	0	
	(4) (支出負担行為の内容が不適當又は不明確なもの)	0	
	(2) 支出命令は適正か	16	41.0%
	(1) 支出命令の不適當	16	(41.0%)
	(1) (支払を行っていないもの)	1	(2.6%)
	(2) (支払が遅れているもの)	7	(17.9%)
	(3) (所属年度又は歳出科目を誤っているもの)	0	
	(4) (債権者を誤っているもの)	0	
	(5) (支出金額を誤っているもの)	5	(12.8%)
	(6) (二重払をしているもの)	0	
	(7) (報酬、諸手当、賃金、報償費等の額の決定又は算定を誤っているもの)	3	(7.7%)
	(2) 債務の確定の確認書類等の不適當	0	
	(1) (規則、要綱等に定める書類等を作成、添付していないもの)	0	
	(3) 資金前渡金、概算払、前金払等の経理は適正か	0	0.0%
	(1) 資金前渡金の経理の不適當	0	
	(1) (資金前渡金の保管が不適當なもの)	0	
	(2) (資金前渡精算書の提出が遅れているもの)	0	
	(2) 概算払経理の不適當	0	
	(1) (精算を行っていないもの)	0	
	(2) (対象とならない経費について概算払をしているもの)	0	
	(3) (概算払の時期が不適當なもの)	0	
	(3) 前金払経理の不適當	0	
	(1) (前金払に必要な書類を徴していないもの)	0	
	(2) (前金払の根拠がないもの又は対象とならない経費について前金払をしているもの)	0	
	(4) 部分払経理の不適當	0	
	(1) (部分払の上限額を超えているもの)	0	
	(2) (出来高の確認を行っていないもの又は不十分なもの)	0	
	(4) その他支出事務に関し不適當なものはないか	1	2.6%
	(1) その他支出事務の不適當	1	(2.6%)

監査の項目 及び着眼点	指 摘 基 準	件数	構成比
4	契約事務	6	15.4%
	(1) 契約方法は適正か	6	15.4%
	(1) 契約方法の不適當	0	
	(1) (契約方法の理由を付していないもの)	0	
	(2) (指名競争入札又は随意契約の要件に該当しないもの)	0	
	(3) (相手方選定の理由がないもの又は不明確なもの)	0	
	(2) 予定価格の不適當	1	
	(1) (予定価格を定めていないもの)	0	
	(2) (予定価格が予算額を超えているもの)	0	
	(3) (算定根拠が不明確なもの)	0	
	(4) (積算を誤っているもの)	1	
	(3) 落札人決定等の不適當	0	
	(1) (落札人の決定を誤っているもの)	0	
	(2) (随意契約において理由もなく予定価格を超えた金額で契約しているもの)	0	
	(4) 入札保証金又は契約保証金の不適當	4	(10.3%)
	(1) (入札保証金又は契約保証金を理由もなく免除しているもの)	0	
	(2) (入札保証金又は契約保証金の徴収額を誤っているもの)	1	(2.6%)
	(3) (入札保証金又は契約保証金に係る事務処理が不適當なもの)	3	(7.7%)
	(5) 契約保証人等の不適當	0	
	(1) (契約保証人の必要な契約に契約保証人を選定していないもの)	0	
	(2) (契約保証人の選定が不適當なもの)	0	
	(3) (履行保証契約が不適當なもの)	0	
	(6) 変更契約の不適當	1	(2.6%)
	(1) (変更契約の理由又は時期が不適當なもの)	1	(2.6%)
	(2) 契約書の形式等は適正か	0	0.0%
	(1) 契約書作成の不適當	0	
	(1) (規則、要綱等に定める様式により作成していないもの)	0	
	(2) (約定、契約当事者、代表者、代理人等の表示が不適當なもの)	0	
	(3) (代理人の代理関係を証する書面がないもの)	0	
	(3) 契約内容は適正か	0	0.0%
	(1) 契約内容の不適當	0	
	(1) (契約の目的、規格、数量、価格、条件等契約内容が不明確なもの)	0	
	(4) 債務の履行確認は適正か	0	0.0%
	(1) 債務の履行確認の不適當	0	
	(1) (成果品の引渡しを受けていないもの)	0	
	(2) (債務の履行確認を行っていないもの)	0	
	(3) (債務の履行確認が不十分なもの)	0	
	(5) その他契約事務に関し不適當なものはないか	0	0.0%
	(1) その他契約事務の不適當	0	

監査の項目 及び着眼点	指 摘 基 準	件数	構成比
5	工事の執行	2	5.1%
	(1) 設計、積算、工期の設定等は適正か	2	5.1%
	(1) 設計、積算、工期の設定等の不適當	2	(5.1%)
	(1) (設計の内容が誤っているもの又は不適當なもの)	0	
	(2) (積算額を誤っているもの)	1	(2.6%)
	(3) (工期の設定が不適當なもの)	0	
	(4) (工事変更の理由又は時期が不適當なもの)	1	(2.6%)
	(2) 工事の管理は適正か	0	0.0%
	(1) 工事の執行管理の不適當	0	
	(1) (工事施工計画が不適當なもの)	0	
	(2) (工事日報、月報等の諸報告、関係法規の遵守状況等が不適當なもの)	0	
	(3) (材料試験等の実施状況が不適當なもの)	0	
	(4) (関連工事との調整が不適當なもの)	0	
	(5) (監督員の現場管理が不十分なもの)	0	
	(2) 検査の不適當	0	
	(1) (検査員、立会人又は監督員の選任が不適當なもの)	0	
	(2) (検査を行っていないもの)	0	
	(3) (検査の内容、時期、方法等が不適當なもの)	0	
	(4) (施工不良のもの)	0	
	(3) その他工事の執行に関し不適當なものはないか	0	0.0%
	(1) その他工事の執行の不適當	0	

監査の項目 及び着眼点	指 摘 基 準	件数	構成比
6	補助金事務	3	7.7%
	(1) 交付決定等は適正か	3	7.7%
	(1) 交付決定等の不適當	3	(7.7%)
	(1) (補助事業の内容が要綱、要領等に反しているもの)	0	
	(2) (交付申請書が要綱、要領等に定める様式により作成されていないもの又は添付書類が不備なもの)	0	
	(3) (補助対象経費の範囲又は算定を誤っているもの)	0	
	(4) (交付決定額を誤っているもの)	0	
	(5) (交付の条件が不適當なもの)	0	
	(6) (交付決定が遅れているもの)	3	(7.7%)
	(2) 完了確認は適正か	0	0.0%
	(1) 完了確認の不適當	0	
	(1) (実績報告書を徴していないもの)	0	
	(2) (完了確認を行っていないもの)	0	
	(3) (完了確認が不十分なもの)	0	
	(4) (完了確認が遅れているもの)	0	
	(3) その他補助金事務に関し不適當なものはないか	0	0.0%
	(1) その他補助金事務の不適當	0	

監査の項目 及び着眼点	指 摘 基 準	件数	構成比
7 財産管理		1	2.6%
(1) 公有財産（準用財産を含む）の管理は適正か		0	0.0%
(1) 財産の取得、管理又は処分の不適當		0	
(1) (財産評価審議会の審議を要するものについて審議に付していないもの)		0	
(2) (所定の要件に該当しない財産の無償又は時価より低い価格での譲渡、貸付け等を行っているもの)		0	
(3) (行政財産を無許可で使用させているもの又は許可の条件に違反しているもの)		0	
(4) (行政財産の使用許可が不適當なもの)		0	
(5) (普通財産を契約等を行わずに使用させているもの又は貸付けの条件に違反しているもの)		0	
(6) (普通財産の貸付けが不適當なもの)		0	
(7) (隣地との境界が不明確なもの)		0	
(2) 財産管理事務処理の不適當		0	
(1) (財産の取得、処分等の報告が不適當なもの)		0	
(2) (事故報告を行っていないもの)		0	
(3) (財産台帳、財産管理簿又は財産管理副簿を整理していないもの)		0	
(4) (特別の理由がなく登記が遅れているもの)		0	
(5) (所管換え、分掌換え等の手続が不適當なもの)		0	
(6) (行政財産の用途廃止又は普通財産の処分の手続が不適當なもの)		0	
(2) 物品の管理は適正か		1	2.6%
(1) 物品の取得、管理又は処分の不適當		1	(2.6%)
(1) (物品の取得、管理又は処分の手続が不適當なもの)		1	(2.6%)
(2) (物品検収が不適當なもの)		0	
(3) (帳簿残高と現物が一致しないもの)		0	
(4) (物品分類の整理が不適當なもの)		0	
(5) (物品の保管方法が不適當なもの)		0	
(6) (占有動産の管理が不適當なもの)		0	
(7) (借受物品の管理が不適當なもの)		0	
(8) (物品出納に関する帳票整理が不適當なもの)		0	
(3) 債権の管理は適正か		0	0.0%
(1) 債権の管理の不適當		0	
(1) (債権（履行期限未到来分）現在額の報告を誤っているもの)		0	
(2) (債権管理簿に記載していないもの)		0	
(3) (督促状の発付が不適當なもの)		0	
(4) (債権保全手続が不適當なもの)		0	
(5) (債権の徴収停止、履行期限の延長又は債務の免除手続が不適當なもの)		0	
(6) (差押え後、放置しているもの)		0	
(7) (収入未済に対する徴収努力が不足しているもの)		0	
(2) 不納欠損事務処理の不適當		0	
(1) (適切な処理を怠ったことにより不納欠損に至ったもの)		0	
(2) (時効により消滅した債権について不納欠損処理を怠っているもの)		0	
(4) 基金の管理は適正か		0	0.0%
(1) 基金の管理の不適當		0	
(1) (法令、条例、規則等に違反して運用しているもの)		0	
(2) (基金から生じた収益の処理が不適當なもの)		0	
(3) (基金台帳等の記録整理が不適當なもの)		0	
(5) その他財産管理に関し不適當なものはないか		0	0.0%
(1) その他財産管理の不適當		0	
合 計		39	

(4) 監査指摘基準別 指摘件数 (別表第2 行政監査)

監査の項目 及び着眼点	指 摘 基 準	件数	
1	行政事務の執行	6	100.0%
	(1) 事務事業の執行は適正かつ合理的か	0	0.0%
	(1) 事務事業の執行の不適當	0	
	(1) (法令、条例、規則等に違反しているもの)	0	
	(2) (運営方法又は手続に適切さを欠いているもの)	0	
	(3) (決裁権限を誤っているもの)	0	
	(4) (目的を逸脱して実施しているもの)	0	
	(5) (計画的に執行していないもの)	0	
	(6) (経済的に執行していないもの)	0	
	(7) (効率的に執行していないもの)	0	
	(8) (成果が認められないもの)	0	
	(9) (社会経済情勢に適合していないもの)	0	
	(2) 執行管理体制は適正かつ合理的か	6	100.0%
	(1) 執行管理体制の不適當	6	(100.0%)
	(1) (法令、条例、規則等に基づく手続を行っていないもの)	3	(50.0%)
	(2) (執行管理体制が適切でないため、事務事業に影響を及ぼしたもの又は及ぼす可能性が大きいもの)	3	(50.0%)
	(3) (職員の服務管理が不適切なもの)	0	
	(3) 許認可事務は適正か	0	0.0%
	(1) 許認可事務の不適當	0	
	(1) (法令、条例、規則等に違反し、適正に処理されていないもの)	0	
	(2) (記録整理が不備なもの)	0	
	(3) (処理日数が不適當なもの)	0	
	(4) 文書管理事務は適正か	0	0.0%
	(1) 文書管理事務の不適當	0	
	(1) (文書の整理、保管等が不適切なもの)	0	
	(5) その他行政事務の執行に関し不適當又は不合理なものはないか	0	0.0%
	(1) その他行政事務の執行の不適當	0	

合 計 6

2 定期監査の結果

(1) 指摘の内容

監査の結果はおおむね良好と認められる。なお、留意改善を要する事項（指摘）は次のとおり。

別表区分 1 財務 2 行政	別表項目番号	監査項目	指摘項目	内 容	指 摘 事 項	監査対象機関	区分
1	財務 1 6 1	予算経理一般	その他予算経理の不適當		委託料の支出に当たり、当該年度内に業務が完了しなかったにも関わらず繰越手続きを行わないまま支出したものがあつたので、適正な事務の執行に努められたい。	岩手県農業研究センター畜産研究所	指摘
1	財務 2 1 1 1	収入事務	調定の不適當	調定を行っていないもの	林業改善資金債権の徴収に当たり、違約金の調定を行っていないものが2件、511,452円あつたので、適正な事務の執行に努められたい。	沿岸広域振興局農林部宮古農林振興センター	指摘
1	財務 2 1 1 1	収入事務	調定の不適當	調定を行っていないもの	教育財産使用料の徴収に当たり、調定していなかったものが1件、232,221円あつたので、適正な事務の執行に努められたい。	岩手県立杜陵高等学校	指摘
1	財務 2 1 1 2	収入事務	調定の不適當	調定が遅れているもの	公倉料の徴収に当たり、債権確定後著しく遅れて調定しているものが4件、300,050円あつたので、適正な事務の執行に努められたい。	県北広域振興局経営企画部二戸地域振興センター	指摘
1	財務 2 1 1 2	収入事務	調定の不適當	調定が遅れているもの	河川占用料の徴収に当たり、相当期間経過してから調定しているものが1件、64,475円あつたので、適正な事務の執行に努められたい。	沿岸広域振興局土木部宮古土木センター	指摘
1	財務 2 1 1 2	収入事務	調定の不適當	調定が遅れているもの	賃料相当損害金及び私用電気料の徴収に当たり、債権確定後相当期間経過してから調定しているものが2件、286,500円あつたので、適正な事務の執行に努められたい。	沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター	指摘
1	財務 2 1 1 5	収入事務	調定の不適當	調定金額を誤っているもの	行政財産使用料の徴収に当たり、調定すべき金額より多く調定しているものが4件、40,758円あつたので、適正な事務の執行に努められたい。	企業局	指摘
1	財務 2 4 3 1	収入事務	過誤納金の還付手続の不適當	過誤納金の還付手続を行っていないもの	県営住宅の家賃及び駐車場利用料の収納に当たり、過誤納された家賃等を還付していないものが27件、131,957円あつたので、適正な事務の執行に努められたい。	沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター	指摘
1	財務 2 4 3 2	収入事務	過誤納金の還付手続の不適當	過誤納金の還付手続が遅れているもの	県営住宅家賃及び県営住宅駐車場使用料の還付に当たり、著しく遅れて還付しているものが12件、292,645円あつたので、適正な事務の執行に努められたい。	県南広域振興局土木部北上土木センター	指摘
1	財務 3 1 1 1	支出事務	支出負担行為の不適當	支出負担行為として整理する時期が不適當なもの	報償費の支出に当たり、事業実施決定後相当期間経過してから支出負担行為を行っているものがあつたので、適正な事務の執行に努められたい。	保健福祉部医療政策室	指摘
1	財務 3 2 1 1	支出事務	支出命令の不適當	支払を行っていないもの	県行造林分収交付金の支出に当たり、支出していないものが1件、95,360円あつたので、適正な事務の執行に努められたい。	沿岸広域振興局農林部	指摘
1	財務 3 2 1 2	支出事務	支出命令の不適當	支払が遅れているもの	補助金の支出に当たり、完了確認後相当期間経過してから支出しているものが1件、14,310,000円あつたので、適正な事務の執行に努められたい。	保健福祉部医療政策室	指摘
1	財務 3 2 1 2	支出事務	支出命令の不適當	支払が遅れているもの	旅費の支給に当たり、旅行完了後相当期間経過してから支給しているものが1件、59,817円あつたので、適正な事務の執行に努められたい。	商工労働観光部ものづくり自動車産業振興室	指摘
1	財務 3 2 1 2	支出事務	支出命令の不適當	支払が遅れているもの	報酬及び旅費の支給に当たり、事業完了後相当期間経過してから支出しているものが3件、98,600円あつたので、適正な事務の執行に努められたい。	文化スポーツ部スポーツ振興課	指摘
1	財務 3 2 1 2	支出事務	支出命令の不適當	支払が遅れているもの	需用費の支出に当たり、履行確認後相当期間経過してから支出しているものが1件、43,610円あつたので、適正な事務の執行に努められたい。	県南広域振興局土木部千厩土木センター	指摘
1	財務 3 2 1 2	支出事務	支出命令の不適當	支払が遅れているもの	県営住宅退去に伴う敷金の還付に当たり、退去完了検査後相当期間経過してから支出しているものが3件、147,321円あつたので、適正な事務の執行に努められたい。	沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター	指摘
1	財務 3 2 1 2	支出事務	支出命令の不適當	支払が遅れているもの	使用料及び賃借料の支出に当たり、履行確認後相当期間経過してから支出しているものが1件、588,000円あつたので、適正な事務の執行に努められたい。	岩手県宮古警察署	指摘
1	財務 3 2 1 2	支出事務	支出命令の不適當	支払が遅れているもの	赴任旅費の支給に当たり、旅行完了後相当期間経過してから支給しているものが2件、207,270円あつたので、適正な事務の執行に努められたい。	岩手県立中部病院	指摘
1	財務 3 2 1 5	支出事務	支出命令の不適當	支出金額を誤っているもの	赴任旅費の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが1件、39,200円あつたので、適正な事務の執行に努められたい。	政策地域部地域振興室	指摘
1	財務 3 2 1 5	支出事務	支出命令の不適當	支出金額を誤っているもの	赴任旅費の支給に当たり、支給すべき金額より少なく支給しているものが1件、33,900円あつたので、適正な事務の執行に努められたい。	環境生活部資源循環推進課	指摘
1	財務 3 2 1 5	支出事務	支出命令の不適當	支出金額を誤っているもの	旅費の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが1件、46,110円あつたので、適正な事務の執行に努められたい。	県北広域振興局林務部	指摘
1	財務 3 2 1 5	支出事務	支出命令の不適當	支出金額を誤っているもの	赴任旅費の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが1件、30,300円あつたので、適正な事務の執行に努められたい。	岩手県立磐井病院	指摘
1	財務 3 2 1 5	支出事務	支出命令の不適當	支出金額を誤っているもの	赴任旅費の支給に当たり、支給すべき金額より少なく支給しているものが1件、37,542円あつたので、適正な事務の執行に努められたい。	岩手県立一関清明支援学校	指摘

監 査 対 象 機 関 名	本監査年月日	担当監査委員	県 報		監査対象年度		監査の結果（指摘件数）									
			登載年月日	番 号	始期	終期	予算 経理	収入 事務	支出 事務	契約 事務	工事 執行	補助 金	財産 管理	行政 事務		
県南広域振興局総務部一関総務センター	平成30年7月10日	千葉 伝 寺 沢 剛	平成30年8月31日	36	平成29年度											
県南広域振興局県税部	平成30年7月10日	千葉 伝 寺 沢 剛	平成30年8月31日	36	平成29年度											
県南広域振興局県税部花巻県税センター	平成30年7月10日	千葉 伝 寺 沢 剛	平成30年8月31日	36	平成29年度											
県南広域振興局県税部一関県税センター	平成30年7月10日	千葉 伝 寺 沢 剛	平成30年8月31日	36	平成29年度										1	
県南広域振興局保健福祉環境部	平成30年6月19日	千葉 伝 沼 田 由 子	平成30年8月7日	34	平成29年度											
県南広域振興局保健福祉環境部花巻保健福祉環境センター	平成30年6月20日	千葉 伝 沼 田 由 子	平成30年8月7日	34	平成29年度											
県南広域振興局保健福祉環境部一関保健福祉環境センター	平成30年6月20日	小野 共 寺 沢 剛	平成30年8月7日	34	平成29年度											
県南広域振興局農政部	平成30年6月19日	千葉 伝 沼 田 由 子	平成30年8月7日	34	平成29年度											
県南広域振興局農政部花巻農林振興センター	平成30年6月20日	千葉 伝 沼 田 由 子	平成30年8月7日	34	平成29年度											
県南広域振興局農政部遠野農林振興センター	平成30年6月15日	小野 共 沼 田 由 子	平成30年8月7日	34	平成29年度											
県南広域振興局農政部一関農林振興センター	平成30年6月19日	小野 共 寺 沢 剛	平成30年8月7日	34	平成29年度											
県南広域振興局農政部北上農村整備センター	平成30年6月15日	小野 共 沼 田 由 子	平成30年8月7日	34	平成29年度											
県南広域振興局農政部一関農村整備センター	平成30年6月19日	小野 共 寺 沢 剛	平成30年8月7日	34	平成29年度											
県南広域振興局林務部	平成30年6月19日	千葉 伝 沼 田 由 子	平成30年8月7日	34	平成29年度											
県南広域振興局土木部	平成30年6月19日	千葉 伝 沼 田 由 子	平成30年8月7日	34	平成29年度											
県南広域振興局土木部花巻土木センター	平成30年6月20日	千葉 伝 沼 田 由 子	平成30年8月7日	34	平成29年度											
県南広域振興局土木部北上土木センター	平成30年6月15日	小野 共 沼 田 由 子	平成30年8月7日	34	平成29年度			1								
県南広域振興局土木部遠野土木センター	平成30年6月15日	小野 共 沼 田 由 子	平成30年8月7日	34	平成29年度											
県南広域振興局土木部一関土木センター	平成30年6月20日	小野 共 寺 沢 剛	平成30年8月7日	34	平成29年度											
県南広域振興局土木部千厩土木センター	平成30年6月19日	小野 共 寺 沢 剛	平成30年8月7日	34	平成29年度					1						
県南広域振興局奥州審査指導監	平成30年7月10日	千葉 伝 寺 沢 剛	平成30年8月31日	36	平成29年度											
県南広域振興局花巻審査指導監	平成30年6月20日	千葉 伝 沼 田 由 子	平成30年8月7日	34	平成29年度											
県南広域振興局一関審査指導監	平成30年6月20日	小野 共 寺 沢 剛	平成30年8月7日	34	平成29年度											
沿岸広域振興局経営企画部	平成30年7月25日	千葉 伝 寺 沢 剛	平成30年8月31日	36	平成29年度											
沿岸広域振興局経営企画部宮古地域振興センター	平成30年7月20日	千葉 伝 沼 田 由 子	平成30年8月31日	36	平成29年度											
沿岸広域振興局経営企画部大船渡地域振興センター	平成30年7月20日	一 寺 沢 剛	平成30年8月31日	36	平成29年度											
沿岸広域振興局保健福祉環境部	平成30年7月25日	千葉 伝 寺 沢 剛	平成30年8月31日	36	平成29年度											
沿岸広域振興局保健福祉環境部宮古保健福祉環境センター	平成30年7月20日	千葉 伝 沼 田 由 子	平成30年8月31日	36	平成29年度											
沿岸広域振興局保健福祉環境部大船渡保健福祉環境センター	平成30年7月19日	一 寺 沢 剛	平成30年8月31日	36	平成29年度											
沿岸広域振興局農林部	平成30年7月24日	千葉 伝 寺 沢 剛	平成30年8月31日	36	平成29年度					1						
沿岸広域振興局農林部宮古農林振興センター	平成30年7月19日	千葉 伝 沼 田 由 子	平成30年8月31日	36	平成29年度			1								1
沿岸広域振興局農林部大船渡農林振興センター	平成30年7月19日	一 寺 沢 剛	平成30年8月31日	36	平成29年度											
沿岸広域振興局水産部	平成30年7月24日	千葉 伝 寺 沢 剛	平成30年8月31日	36	平成29年度											
沿岸広域振興局水産部宮古水産振興センター	平成30年7月19日	千葉 伝 沼 田 由 子	平成30年8月31日	36	平成29年度											
沿岸広域振興局水産部大船渡水産振興センター	平成30年7月19日	一 寺 沢 剛	平成30年8月31日	36	平成29年度											
沿岸広域振興局土木部	平成30年7月24日	千葉 伝 寺 沢 剛	平成30年8月31日	36	平成29年度											
沿岸広域振興局土木部宮古土木センター	平成30年7月20日	千葉 伝 沼 田 由 子	平成30年8月31日	36	平成29年度			1								
沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター	平成30年6月15日	千葉 伝 寺 沢 剛	平成30年8月7日	34	平成29年度											
沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター	平成30年7月19日	一 寺 沢 剛	平成30年8月31日	37	平成29年度			2		1					1	
沿岸広域振興局金石審査指導監	平成30年7月25日	千葉 伝 寺 沢 剛	平成30年8月31日	36	平成29年度											
沿岸広域振興局宮古審査指導監	平成30年7月20日	千葉 伝 沼 田 由 子	平成30年8月31日	36	平成29年度											
沿岸広域振興局大船渡審査指導監	平成30年7月19日	一 寺 沢 剛	平成30年8月31日	36	平成29年度											
県北広域振興局経営企画部	平成30年7月11日	小野 共 沼 田 由 子	平成30年8月31日	36	平成29年度											
県北広域振興局経営企画部二戸地域振興センター	平成30年7月24日	小野 共 沼 田 由 子	平成30年8月31日	36	平成29年度			1								
県北広域振興局保健福祉環境部	平成30年7月10日	小野 共 沼 田 由 子	平成30年8月31日	36	平成29年度											
県北広域振興局保健福祉環境部二戸保健福祉環境センター	平成30年6月15日	千葉 伝 寺 沢 剛	平成30年8月7日	34	平成29年度											
県北広域振興局農政部	平成30年7月10日	小野 共 沼 田 由 子	平成30年8月31日	36	平成29年度											
県北広域振興局農政部二戸農林振興センター	平成30年6月15日	千葉 伝 寺 沢 剛	平成30年8月7日	34	平成29年度											
県北広域振興局林務部	平成30年7月10日	小野 共 沼 田 由 子	平成30年8月31日	36	平成29年度					1						
県北広域振興局水産部	平成30年7月11日	小野 共 沼 田 由 子	平成30年8月31日	36	平成29年度											
県北広域振興局土木部	平成30年7月10日	小野 共 沼 田 由 子	平成30年8月31日	36	平成29年度											
県北広域振興局土木部二戸土木センター	平成30年6月14日	千葉 伝 寺 沢 剛	平成30年8月7日	34	平成29年度											
県北広域振興局久慈審査指導監	平成30年7月10日	小野 共 沼 田 由 子	平成30年8月31日	36	平成29年度											
県北広域振興局二戸審査指導監	平成30年7月24日	小野 共 沼 田 由 子	平成30年8月31日	36	平成29年度											
岩手県東京事務所	平成30年11月9日	千葉 伝 沼 田 由 子	平成31年1月15日	2	平成29年度	平成30年度										
岩手県消防学校	平成31年2月12日	小野 共 沼 田 由 子	平成31年3月1日	17	平成29年度	平成30年度										
岩手県先端科学技術研究センター	平成30年8月9日	一 沼 田 由 子	平成30年10月2日	40	平成29年度											
岩手県食肉衛生検査所	平成30年6月14日	小野 共 沼 田 由 子	平成30年8月7日	34	平成29年度											
岩手県環境保健研究センター	平成31年2月13日	一 沼 田 由 子	平成31年3月1日	17	平成29年度	平成30年度										
岩手県立県民生活センター	平成31年2月13日	一 寺 沢 剛	平成31年3月1日	17	平成29年度	平成30年度										
岩手県県央保健所	平成30年7月31日	小野 共 沼 田 由 子	平成30年8月31日	36	平成29年度											
岩手県中部保健所	平成30年6月20日	千葉 伝 沼 田 由 子	平成30年8月7日	34	平成29年度											
岩手県奥州保健所	平成30年6月19日	千葉 伝 沼 田 由 子	平成30年8月7日	34	平成29年度											
岩手県一関保健所	平成30年6月20日	小野 共 寺 沢 剛	平成30年8月7日	34	平成29年度											
岩手県大船渡保健所	平成30年7月19日	一 寺 沢 剛	平成30年8月31日	36	平成29年度											
岩手県釜石保健所	平成30年7月25日	千葉 伝 寺 沢 剛	平成30年8月31日	36	平成29年度											
岩手県宮古保健所	平成30年7月20日	千葉 伝 沼 田 由 子	平成30年8月31日	36	平成29年度											
岩手県久慈保健所	平成30年7月10日	小野 共 沼 田 由 子	平成30年8月31日	36	平成29年度											
岩手県二戸保健所	平成30年6月15日	千葉 伝 寺 沢 剛	平成30年8月7日	34	平成29年度											
岩手県福祉総合相談センター	平成31年2月13日	一 寺 沢 剛	平成31年3月1日	17	平成29年度	平成30年度										
岩手県一関児童相談所	平成30年12月17日	一 寺 沢 剛	平成31年2月8日	8	平成29年度	平成30年度										
岩手県宮古児童相談所	平成31年1月23日	小野 共 沼 田 由 子	平成31年3月1日	17	平成29年度	平成30年度										
岩手県立一関高等看護学院	平成31年2月7日	千葉 伝 沼 田 由 子	平成31年3月1日	17	平成29年度	平成30年度										
岩手県立宮古高等看護学院	平成30年12月3日	一 寺 沢 剛	平成31年2月8日	8	平成29年度	平成30年度										
岩手県立二戸高等看護学院	平成30年12月3日	一 寺 沢 剛	平成31年2月8日	8	平成29年度	平成30年度										
岩手県精神保健福祉センター	平成31年2月13日	一 寺 沢 剛	平成31年3月1日	17	平成29年度	平成30年度										
岩手県立杜陵学園	平成31年2月12日	千葉 伝 寺 沢 剛	平成31年3月1日	17	平成29年度	平成30年度										
岩手県大阪事務所	平成30年11月8日	小野 共 寺 沢 剛	平成31年1月15日	2	平成29年度	平成30年度										
岩手県名古屋事務所	平成30年11月8日	千葉 伝 沼 田 由 子	平成31年1月15日	2	平成29年度	平成30年度										
岩手県福岡事務所	平成30年11月7日	小野 共 寺 沢 剛	平成31年1月15日	2	平成29年度	平成30年度										
岩手県立産業技術短期大学校	平成31年2月13日	一 沼 田 由 子	平成31年3月1日	17	平成29年度	平成30年度										
岩手県立産業技術短期大学校水沢校	平成31年2月7日	千葉 伝 沼 田 由 子	平成31年3月1日	17	平成29年度	平成30年度										
岩手県立千厩高等技術専門校	平成30年12月19日	小野 共 寺 沢 剛	平成31年2月8日	8	平成29年度	平成30年度										
岩手県立宮古高等技術専門校	平成30年12月3日	一 寺 沢 剛	平成31年2月8日	8	平成29年度	平成30年度										
岩手県立二戸高等技術専門校	平成30年11月21日	千葉 伝 寺 沢 剛	平成31年1月15日	2	平成29年度	平成30年度										
岩手県病害虫防除所	平成30年11月13日	千葉 伝 寺 沢 剛	平成31年1月15日	2	平成29年度	平成30年度										
岩手県中央家畜保健衛生所	平成30年5月28日	一 寺 沢 剛	平成30年7月13日	33	平成29年度											
岩手県南家畜保健衛生所	平成30年5月28日	一 寺 沢 剛	平成30年7月13日	33	平成29年度											
岩手県北家畜保健衛生所	平成30年6月14日	千葉 伝 寺 沢 剛	平成30年8月7日	34	平成29年度											
岩手県漁業取締事務所	平成31年1月15日	一 寺 沢 剛	平成31年3月1日	17	平成29年度	平成30年度										
岩手県生物学研究所	平成30年11月13日	千葉 伝 寺 沢 剛	平成31年1月15日	2	平成29年度	平成30年度										
岩手県農業研究センター	平成30年11月13日	千葉 伝 寺 沢 剛	平成31年1月15日	2	平成29年度	平成30年度			1							
岩手県農業研究センター畜産研究所	平成30年11月13日	小野 共 沼 田 由 子	平成31年1月15日	2	平成29年度	平成30年度										
岩手県農業研究センター県北農業研究所	平成30年12月3日	一 寺 沢 剛	平成31年2月8日	8	平成29年度	平成30年度										
岩手県林業技術センター	平成31年2月12日	小野 共 沼 田 由 子	平成31年3月1日	17	平成29年度	平成30年度										
岩手県水産技術センター	平成31年1月18日	小野 共 寺 沢 剛	平成31年3月1日	17	平成29年度	平成30年度										
岩手県内水面水産技術センター	平成30年11月5日	一 寺 沢 剛	平成31年1月15日	2	平成29年度	平成30年度										

監 査 対 象 機 関 名	本監査年月日	担当監査委員		県 報		監査対象年度		監査の結果(指摘件数)									
				登載年月日	番 号	始期	終期	予算 経理	収入 事務	支出 事務	契約 事務	工事 執行	補助 金	財産 管理	行政 事務		
盛岡農業改良普及センター	平成30年7月31日	小野 共	沼田 由子	平成30年8月31日	36	平成29年度											
八幡平農業改良普及センター	平成30年7月31日	小野 共	沼田 由子	平成30年8月31日	36	平成29年度											
奥州農業改良普及センター	平成30年6月19日	千葉 伝	沼田 由子	平成30年8月7日	34	平成29年度											
一関農業改良普及センター	平成30年6月19日	小野 共	寺沢 剛	平成30年8月7日	34	平成29年度											
大船渡農業改良普及センター	平成30年7月19日	—	寺沢 剛	平成30年8月31日	36	平成29年度											
宮古農業改良普及センター	平成30年7月19日	千葉 伝	沼田 由子	平成30年8月31日	36	平成29年度											
久慈農業改良普及センター	平成30年7月10日	小野 共	沼田 由子	平成30年8月31日	36	平成29年度											
二戸農業改良普及センター	平成30年6月15日	千葉 伝	寺沢 剛	平成30年8月7日	34	平成29年度											
北上川上流流域下水道事務所	平成31年2月12日	小野 共	沼田 由子	平成31年3月1日	17	平成29年度						1					
花巻空港事務所	平成31年1月17日	千葉 伝	沼田 由子	平成31年3月1日	17	平成29年度											
盛岡教育事務所	平成31年2月8日	小野 共	寺沢 剛	平成31年3月1日	17	平成29年度											
中部教育事務所	平成30年12月20日	千葉 伝	沼田 由子	平成31年2月8日	8	平成29年度					1						
県南教育事務所	平成30年12月21日	千葉 伝	沼田 由子	平成31年2月8日	8	平成29年度											
沿岸南部教育事務所	平成31年1月22日	千葉 伝	寺沢 剛	平成31年3月1日	17	平成29年度											
宮古教育事務所	平成30年11月20日	小野 共	沼田 由子	平成31年1月15日	2	平成29年度											
県北教育事務所	平成30年11月13日	小野 共	沼田 由子	平成31年1月15日	2	平成29年度											
岩手県立総合教育センター	平成30年12月20日	千葉 伝	沼田 由子	平成31年2月8日	8	平成29年度											
岩手県立生涯学習推進センター	平成30年12月20日	千葉 伝	沼田 由子	平成31年2月8日	8	平成29年度											
岩手県立図書館	平成31年2月12日	千葉 伝	寺沢 剛	平成31年3月1日	17	平成29年度											
岩手県立一関第一高等学校附属中学校	平成30年12月17日	—	寺沢 剛	平成31年2月8日	8	平成29年度											
岩手県立盛岡第一高等学校	平成31年2月12日	千葉 伝	寺沢 剛	平成31年3月1日	17	平成29年度											
岩手県立盛岡第二高等学校	平成31年1月21日	—	寺沢 剛	平成31年3月1日	17	平成29年度											
岩手県立盛岡第三高等学校	平成31年2月12日	千葉 伝	寺沢 剛	平成31年3月1日	17	平成29年度											
岩手県立盛岡第四高等学校	平成31年1月25日	—	寺沢 剛	平成31年3月1日	17	平成29年度											
岩手県立盛岡北高等学校	平成31年2月12日	千葉 伝	寺沢 剛	平成31年3月1日	17	平成29年度											
岩手県立盛岡南高等学校	平成31年1月25日	—	寺沢 剛	平成31年3月1日	17	平成29年度											1
岩手県立不来方高等学校	平成31年2月12日	小野 共	沼田 由子	平成31年3月1日	17	平成29年度											
岩手県立杜陵高等学校	平成31年2月4日	—	寺沢 剛	平成31年3月1日	17	平成29年度					1						
岩手県立盛岡農業高等学校	平成30年11月5日	—	寺沢 剛	平成31年1月15日	2	平成29年度											
岩手県立盛岡工業高等学校	平成31年1月25日	—	寺沢 剛	平成31年3月1日	17	平成29年度											
岩手県立盛岡商業高等学校	平成31年2月13日	—	沼田 由子	平成31年3月1日	17	平成29年度											
岩手県立沼宮内高等学校	平成31年2月8日	小野 共	寺沢 剛	平成31年3月1日	17	平成29年度											
岩手県立葛巻高等学校	平成30年12月3日	—	寺沢 剛	平成31年2月8日	8	平成29年度											
岩手県立平館高等学校	平成30年11月5日	—	寺沢 剛	平成31年1月15日	2	平成29年度											
岩手県立雫石高等学校	平成31年1月25日	—	寺沢 剛	平成31年3月1日	17	平成29年度											
岩手県立紫波総合高等学校	平成31年2月8日	小野 共	寺沢 剛	平成31年3月1日	17	平成29年度											
岩手県立花巻北高等学校	平成31年1月21日	—	寺沢 剛	平成31年3月1日	17	平成29年度											
岩手県立花巻南高等学校	平成31年2月7日	小野 共	寺沢 剛	平成31年3月1日	17	平成29年度											
岩手県立花巻農業高等学校	平成31年1月21日	—	寺沢 剛	平成31年3月1日	17	平成29年度											
岩手県立花北青雲高等学校	平成31年2月7日	小野 共	寺沢 剛	平成31年3月1日	17	平成29年度											
岩手県立大迫高等学校	平成31年1月22日	小野 共	沼田 由子	平成31年3月1日	17	平成29年度											
岩手県立遠野高等学校	平成31年1月17日	小野 共	寺沢 剛	平成31年3月1日	17	平成29年度											
岩手県立遠野緑峰高等学校	平成31年1月15日	—	寺沢 剛	平成31年3月1日	17	平成29年度					1						
岩手県立黒沢尻北高等学校	平成31年2月8日	千葉 伝	沼田 由子	平成31年3月1日	17	平成29年度											
岩手県立北上翔南高等学校	平成31年1月21日	—	寺沢 剛	平成31年3月1日	17	平成29年度											
岩手県立黒沢尻工業高等学校	平成31年1月15日	—	寺沢 剛	平成31年3月1日	17	平成29年度											
岩手県立西和賀高等学校	平成30年11月13日	千葉 伝	寺沢 剛	平成31年1月15日	2	平成29年度											
岩手県立水沢高等学校	平成31年1月15日	—	寺沢 剛	平成31年3月1日	17	平成29年度											
岩手県立水沢農業高等学校	平成31年2月7日	千葉 伝	沼田 由子	平成31年3月1日	17	平成29年度											
岩手県立水沢工業高等学校	平成31年2月8日	千葉 伝	沼田 由子	平成31年3月1日	17	平成29年度											
岩手県立水沢商業高等学校	平成31年1月15日	—	寺沢 剛	平成31年3月1日	17	平成29年度											
岩手県立前沢高等学校	平成31年2月7日	千葉 伝	沼田 由子	平成31年3月1日	17	平成29年度											
岩手県立金ヶ崎高等学校	平成31年1月15日	—	寺沢 剛	平成31年3月1日	17	平成29年度											
岩手県立岩谷堂高等学校	平成31年2月8日	千葉 伝	沼田 由子	平成31年3月1日	17	平成29年度											
岩手県立一関第一高等学校	平成30年12月17日	—	寺沢 剛	平成31年2月8日	8	平成29年度											
岩手県立一関第二高等学校	平成30年12月20日	小野 共	寺沢 剛	平成31年2月8日	8	平成29年度											
岩手県立一関工業高等学校	平成30年12月20日	小野 共	寺沢 剛	平成31年2月8日	8	平成29年度											
岩手県立花泉高等学校	平成30年12月20日	小野 共	寺沢 剛	平成31年2月8日	8	平成29年度											
岩手県立大東高等学校	平成30年12月19日	小野 共	寺沢 剛	平成31年2月8日	8	平成29年度											
岩手県立千厩高等学校	平成30年12月17日	—	寺沢 剛	平成31年2月8日	8	平成29年度											
岩手県立高田高等学校	平成31年1月23日	千葉 伝	寺沢 剛	平成31年3月1日	17	平成29年度											
岩手県立大船渡高等学校	平成30年12月17日	—	寺沢 剛	平成31年2月8日	8	平成29年度											
岩手県立大船渡東高等学校	平成31年1月22日	千葉 伝	寺沢 剛	平成31年3月1日	17	平成29年度											
岩手県立住田高等学校	平成31年1月15日	—	寺沢 剛	平成31年3月1日	17	平成29年度											
岩手県立釜石高等学校	平成31年1月18日	小野 共	寺沢 剛	平成31年3月1日	17	平成29年度											
岩手県立釜石商工高等学校	平成31年1月15日	—	寺沢 剛	平成31年3月1日	17	平成29年度											
岩手県立大槌高等学校	平成31年1月22日	小野 共	沼田 由子	平成31年3月1日	17	平成29年度											
岩手県立山田高等学校	平成31年1月22日	小野 共	沼田 由子	平成31年3月1日	17	平成29年度											
岩手県立宮古高等学校	平成31年1月21日	—	寺沢 剛	平成31年3月1日	17	平成29年度											
岩手県立宮古北高等学校	平成30年12月3日	—	寺沢 剛	平成31年2月8日	8	平成29年度											
岩手県立宮古工業高等学校	平成31年1月23日	小野 共	沼田 由子	平成31年3月1日	17	平成29年度											
岩手県立宮古商業高等学校	平成30年11月21日	小野 共	沼田 由子	平成31年1月15日	2	平成29年度											
岩手県立宮古水産高等学校	平成31年1月21日	—	寺沢 剛	平成31年3月1日	17	平成29年度											
岩手県立岩泉高等学校	平成30年11月20日	小野 共	沼田 由子	平成31年1月15日	2	平成29年度											
岩手県立久慈高等学校	平成30年11月20日	千葉 伝	寺沢 剛	平成31年1月15日	2	平成29年度											
岩手県立久慈東高等学校	平成30年12月3日	—	寺沢 剛	平成31年2月8日	8	平成29年度											
岩手県立久慈工業高等学校	平成30年11月14日	小野 共	沼田 由子	平成31年1月15日	2	平成29年度											
岩手県立種市高等学校	平成30年12月17日	—	寺沢 剛	平成31年2月8日	8	平成29年度											
岩手県立大野高等学校	平成30年12月3日	—	寺沢 剛	平成31年2月8日	8	平成29年度											
岩手県立軽米高等学校	平成30年11月20日	千葉 伝	寺沢 剛	平成31年1月15日	2	平成29年度											
岩手県立伊保内高等学校	平成30年12月17日	—	寺沢 剛	平成31年2月8日	8	平成29年度											
岩手県立福岡高等学校	平成30年12月3日	—	寺沢 剛	平成31年2月8日	8	平成29年度											
岩手県立福岡工業高等学校	平成30年11月21日	千葉 伝	寺沢 剛	平成31年1月15日	2	平成29年度											
岩手県立一戸高等学校	平成30年12月3日	—	寺沢 剛	平成31年2月8日	8	平成29年度											
岩手県立盛岡視覚支援学校	平成31年2月4日	—	寺沢 剛	平成31年3月1日	17	平成29年度											
岩手県立盛岡聴覚支援学校	平成31年2月13日	—	寺沢 剛	平成31年3月1日	17	平成29年度											
岩手県立盛岡とんぼ支援学校	平成31年2月4日	—	寺沢 剛	平成31年3月1日	17	平成29年度					1						
岩手県立盛岡青松支援学校	平成31年2月4日	—	寺沢 剛	平成31年3月1日	17	平成29年度											
岩手県立盛岡峰南高等支援学校	平成31年2月13日	—	沼田 由子	平成31年3月1日	17	平成29年度											
岩手県立盛岡みたけ支援学校	平成31年2月12日	千葉 伝	寺沢 剛	平成31年3月1日	17	平成29年度											
岩手県立花巻清風支援学校	平成31年2月7日	小野 共	寺沢 剛	平成31年3月1日	17	平成29年度											
岩手県立前沢明峰支援学校	平成31年1月15日	—	寺沢 剛	平成31年3月1日	17	平成29年度											
岩手県立一関清明支援学校	平成30年12月20日	小野 共	寺沢 剛	平成31年2月8日	8	平成29年度					2						
岩手県立気仙光陵支援学校	平成30年12月17日	—	寺沢 剛	平成31年2月8日	8	平成29年度											
岩手県立釜石祥雲支援学校	平成31年1月15日	—	寺沢 剛	平成31年3月1日	17	平成29年度											
岩手県立宮古恵風支援学校	平成31年1月25日	—	寺沢 剛	平成31年3月1日	17	平成29年度											
岩手県立久慈拓陽支援学校	平成30年11月20日	千葉 伝	寺沢 剛	平成31年1月15日	2	平成29年度											
岩手県盛岡東警察署	平成30年8月9日	小野 共	寺沢 剛	平成30年10月2日	40	平成29年度											
岩手県盛岡西警察署	平成30年8月9日	小野 共	寺沢 剛	平成30年10月2日	40	平成29年度											

監 査 対 象 機 関 名	本監査年月日	担当監査委員	県 報		監査対象年度		監査の結果(指摘件数)										
			登載年月日	番 号	始期	終期	予算 経理	収入 事務	支出 事務	契約 事務	工事 執行	補助 金	財産 管理	行政 事務			
岩手県岩手警察署	平成30年11月13日	小野 共 沼田 由子	平成31年1月15日	2	平成29年度	平成30年度											
岩手県紫波警察署	平成31年2月8日	小野 共 寺沢 剛	平成31年3月1日	17	平成29年度	平成30年度											
岩手県花巻警察署	平成30年12月20日	千葉 伝 沼田 由子	平成31年2月8日	8	平成29年度	平成30年度											
岩手県北上警察署	平成30年12月20日	千葉 伝 沼田 由子	平成31年2月8日	8	平成29年度	平成30年度											
岩手県奥州警察署	平成30年7月11日	千葉 伝 寺沢 剛	平成30年8月31日	36	平成29年度												
岩手県一関警察署	平成30年12月21日	千葉 伝 沼田 由子	平成31年2月8日	8	平成29年度	平成30年度											
岩手県千厩警察署	平成30年12月19日	小野 共 寺沢 剛	平成31年2月8日	8	平成29年度	平成30年度											
岩手県大船渡警察署	平成31年1月22日	千葉 伝 寺沢 剛	平成31年3月1日	17	平成29年度	平成30年度											
岩手県遠野警察署	平成31年1月17日	小野 共 寺沢 剛	平成31年3月1日	17	平成29年度	平成30年度											
岩手県釜石警察署	平成31年1月17日	小野 共 寺沢 剛	平成31年3月1日	17	平成29年度	平成30年度											
岩手県宮古警察署	平成30年7月20日	千葉 伝 沼田 由子	平成30年8月31日	36	平成29年度				1								
岩手県岩泉警察署	平成30年11月20日	小野 共 沼田 由子	平成31年1月15日	2	平成29年度	平成30年度											
岩手県久慈警察署	平成30年7月11日	小野 共 沼田 由子	平成30年8月31日	36	平成29年度												
岩手県二戸警察署	平成30年11月21日	千葉 伝 寺沢 剛	平成31年1月15日	2	平成29年度	平成30年度											
医療局	平成30年7月27日	小野 共 寺沢 剛 千葉 伝 沼田 由子	平成30年8月31日	38	平成29年度												
岩手県立中央病院	平成30年7月25日	千葉 伝 寺沢 剛	平成30年8月31日	36	平成29年度												
岩手県立中央病院附属沼宮内地域診療センター	平成30年7月25日	千葉 伝 寺沢 剛	平成30年8月31日	36	平成29年度												
岩手県立中央病院附属大迫地域診療センター	平成30年7月24日	千葉 伝 寺沢 剛	平成30年8月31日	36	平成29年度												
岩手県立中央病院附属紫波地域診療センター	平成30年7月25日	千葉 伝 寺沢 剛	平成30年8月31日	36	平成29年度												
岩手県立大船渡病院	平成30年7月20日	一 寺沢 剛	平成30年8月31日	36	平成29年度				1								
岩手県立大船渡病院附属住田地域診療センター	平成30年7月20日	一 寺沢 剛	平成30年8月31日	36	平成29年度												
岩手県立釜石病院	平成30年7月24日	千葉 伝 寺沢 剛	平成30年8月31日	36	平成29年度				1								1
岩手県立宮古病院	平成30年7月19日	千葉 伝 沼田 由子	平成30年8月31日	36	平成29年度												
岩手県立胆沢病院	平成30年7月10日	千葉 伝 寺沢 剛	平成30年8月31日	36	平成29年度												
岩手県立磐井病院	平成30年7月25日	小野 共 沼田 由子	平成30年8月31日	36	平成29年度				1								
岩手県立磐井病院附属花泉地域診療センター	平成30年7月25日	小野 共 沼田 由子	平成30年8月31日	36	平成29年度												
岩手県立遠野病院	平成30年7月24日	千葉 伝 寺沢 剛	平成30年8月31日	36	平成29年度												
岩手県立高田病院	平成31年1月23日	千葉 伝 寺沢 剛	平成31年3月1日	18	平成29年度	平成30年度											
岩手県立久慈病院	平成30年7月11日	小野 共 沼田 由子	平成30年8月31日	36	平成29年度												
岩手県立江刺病院	平成30年12月21日	千葉 伝 沼田 由子	平成31年2月8日	9	平成29年度	平成30年度											
岩手県立千厩病院	平成30年7月25日	小野 共 沼田 由子	平成30年8月31日	36	平成29年度												
岩手県立中部病院	平成30年7月10日	千葉 伝 寺沢 剛	平成30年8月31日	36	平成29年度				1								
岩手県立二戸病院	平成30年7月24日	小野 共 沼田 由子	平成30年8月31日	36	平成29年度												
岩手県立二戸病院附属九戸地域診療センター	平成30年7月24日	小野 共 沼田 由子	平成30年8月31日	36	平成29年度												
岩手県立一戸病院	平成30年11月13日	小野 共 沼田 由子	平成31年1月15日	3	平成29年度	平成30年度											
岩手県立大槌病院	平成31年1月22日	小野 共 沼田 由子	平成31年3月1日	18	平成29年度	平成30年度											
岩手県立山田病院	平成30年11月21日	小野 共 沼田 由子	平成31年1月15日	3	平成29年度	平成30年度											
岩手県立軽米病院	平成30年11月20日	千葉 伝 寺沢 剛	平成31年1月15日	3	平成29年度	平成30年度											
岩手県立大東病院	平成30年12月19日	小野 共 寺沢 剛	平成31年2月8日	9	平成29年度	平成30年度											
岩手県立東和病院	平成31年1月17日	千葉 伝 沼田 由子	平成31年3月1日	18	平成29年度	平成30年度											
岩手県立南光病院	平成30年7月25日	小野 共 沼田 由子	平成30年8月31日	36	平成29年度												
企業局	平成30年7月27日	小野 共 寺沢 剛 千葉 伝 沼田 由子	平成30年8月31日	38	平成29年度				1								

3 随時監査の結果

平成30年度において、随時監査は実施しなかった。

4 財政的援助団体等監査の結果

(1) 指摘の内容

監査の結果はおおむね良好と認められる。なお、留意改善を要する事項（指摘）は次のとおり。

別表区分 1 財務 2 行政	別表項目番号	監査項目	指摘項目	内 容	指 摘 事 項	監査対象機関	区分
1	3 4 1	支出事務	その他支出事務の不適当	指定管理業務に係る管理備品の購入に当たり、勘定科目を誤っているもの	指定管理業務に係る管理備品の購入に当たり、勘定科目を誤っているものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	株式会社NTTファシリティーズ・株式会社東北博報堂・鹿島建物総合管理株式会社・一般社団法人岩手県ビルメンテナンス協会・岩手県ビル管理事業協同組合	指摘
1	2 1 1 2	収入事務	調定の不適当	受託事業の収入に当たり、債権確定後著しく遅れて請求手続きを行っているもの	受託事業の収入に当たり、債権確定後著しく遅れて請求手続きを行っているものが1件、123,290円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	社会福祉法人岩手県社会福祉事業団	指摘

(2) 監査台帳（抜粋）

監査対象機関	出資（出捐）	財政的援助団体又は債務保証団体			指定管理者	本監査年月日	担当監査委員			県 報		監査対象年度	摘要
		補助	貸付	損失補償等			登載年月日	番号					
I G Rいわて銀河鉄道株式会社	◎					平成30年8月23日	小 野 共	寺 沢 剛		平成30年10月2日	41	平成29年度	政策地域部
公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団	◎				○	平成30年11月6日	小 野 共	沼 田 由 子		平成30年12月14日	44	平成29年度	文化スポーツ部・教育委員会・県土整備部
公益財団法人いわて産業振興センター	◎	○	○			平成30年11月6日	小 野 共	寺 沢 剛		平成30年12月14日	44	平成29年度	商工労働観光部
K O I W A I					◎	平成30年11月6日	千 葉 伝	沼 田 由 子		平成30年12月14日	44	平成29年度	農林水産部・県土整備部
一般財団法人岩手県建築住宅センター					◎	平成30年11月6日	小 野 共	寺 沢 剛		平成30年12月14日	44	平成29年度	県土整備部
学校法人岩手医科大学		◎				平成30年11月14日	小 野 共	沼 田 由 子		平成30年12月14日	44	平成29年度	保健福祉部・医療局
三陸鉄道株式会社	◎	○				平成30年11月20日	小 野 共	沼 田 由 子		平成30年12月14日	44	平成29年度	政策地域部
公立大学法人岩手県立大学	◎	○				平成30年11月26日	千 葉 伝	寺 沢 剛		平成30年12月14日	44	平成29年度	総務部
公益財団法人岩手県国際交流協会	◎	○				平成30年11月26日	小 野 共	沼 田 由 子		平成30年12月14日	44	平成29年度	政策地域部
公益財団法人岩手県体育協会		◎				平成30年11月26日	小 野 共	沼 田 由 子		平成30年12月14日	44	平成29年度	文化スポーツ部
公益財団法人いきいき岩手支援財団	◎	○				平成30年11月26日	千 葉 伝	寺 沢 剛		平成30年12月14日	44	平成29年度	保健福祉部・文化スポーツ部
株式会社NTTファシリティーズ・株式会社東北博報堂・鹿島建物総合管理株式会社・一般社団法人岩手県ビルメンテナンス協会・岩手県ビル管理事業協同組合					◎	平成30年11月26日	小 野 共	沼 田 由 子		平成30年12月14日	44	平成29年度	環境生活部
岩手県民生委員・児童委員協議会		◎				平成30年11月26日	千 葉 伝	寺 沢 剛		平成30年12月14日	44	平成29年度	保健福祉部
岩手県ビル管理事業協同組合・株式会社JTB共同事業体					◎	平成30年11月26日	小 野 共	沼 田 由 子		平成30年12月14日	44	平成29年度	商工労働観光部
社会福祉法人岩手県社会福祉事業団	◎	○			○	平成30年12月21日	千 葉 伝	沼 田 由 子		平成31年1月15日	7	平成29年度	保健福祉部
岩手県オイルターミナル株式会社	◎					平成31年1月17日	小 野 共	寺 沢 剛		平成31年2月8日	15	平成29年度	商工労働観光部
岩手県産株式会社	◎		○			平成31年1月17日	千 葉 伝	沼 田 由 子		平成31年2月8日	15	平成29年度	商工労働観光部
公益社団法人岩手県トラック協会		◎				平成31年1月17日	千 葉 伝	沼 田 由 子		平成31年2月8日	15	平成29年度	商工労働観光部
岩手県空港ターミナルビル株式会社	◎					平成31年1月17日	千 葉 伝	沼 田 由 子		平成31年2月8日	15	平成29年度	県土整備部
社会福祉法人大洋会					◎	平成31年1月22日	千 葉 伝	寺 沢 剛		平成31年2月8日	15	平成29年度	保健福祉部
一般社団法人岩手県栽培漁業協会	◎					平成31年1月23日	千 葉 伝	寺 沢 剛		平成31年2月8日	15	平成29年度	農林水産部

5 行政監査（特定テーマ）の結果

(1) 公用車の管理及び安全対策等について

第1 行政監査の概要

1 監査のテーマ

公用車の管理及び安全対策等について

2 監査の目的

本県においては、公務を迅速かつ効率的に遂行するため、本庁及び出先機関に多数の公用車が配置され、購入及び維持管理等に多額の経費を要している。厳しい財政状況の下、公用車が効率的に使用され、また、その管理及び安全対策等が適正に行われることが重要である。

このような状況において、公用車の管理及び安全対策等の実態を把握・分析することにより、公用車が適切に管理され、効率的な使用及び適切な配置・更新並びに適正な安全対策等が行われているかについて検証し、今後の改善に資することを目的として、地方自治法第199条第2項の規定に基づき行政監査を実施した。

3 監査の着眼点

- (1) 公用車が効率的に使用されているか。
- (2) 公用車の適切な配置・更新がなされているか。
- (3) 公用車の運行管理が適正に行われているか。
- (4) 公用車の点検や整備等が適正に行われているか。
- (5) 公用車の安全対策が適正に行われているか。

4 監査の対象

(1) 監査対象公用車（2輪自動車を除く。）

平成29年度において県が所有し、又は、借り上げた公用車のうち、普通乗用自動車、小型乗用自動車、小型貨物自動車、軽四輪乗用自動車及び軽四輪貨物自動車であるもの（普通貨物自動車、乗合自動車、特種用途車及び特殊自動車を除く。）を監査の対象とした。

また、借上げ車両は平成29年度において通年契約しているものを対象とした。

なお、上記車両のうち、平成30年9月1日現在で、次の①から③までに該当するものを除くものとした。

- ① 平成30年4月1日以降に納車（使用開始）された車両
- ② 他の団体等に貸し付けている車両
- ③ 平成30年8月31日までに廃車等を行った車両

(2) 対象期間

平成29年度を対象期間とした。

(3) 監査対象機関

知事部局、議会、委員及び各委員会（公安委員会を除く。）、医療局、企業局
320 機関

(単位：機関)

部 局 等 名		本庁	出先機関	合計
秘書広報室		2	—	2
総務部		8	2	10
政策地域部		9	1	10
文化スポーツ部		4	—	4
環境生活部		7	3	10
保健福祉部		8	17	25
商工労働観光部		6	8	14
農林水産部		16	22	38
県土整備部		10	2	12
復興局		1	—	1
出納局		1	—	1
広域振興局	経営企画部	—	7	7
	総務部	—	3	3
	県税部	—	4	4
	保健福祉環境部	—	9	9
	農林水産部	—	19	19
	土木部	—	14	14
	審査指導監	—	9	9
議会・ 委員及び 各委員会	議会	1	—	1
	教育委員会	6	87	93
	教育委員会以外の委員及び各委員会	6	—	6
医療局		1	26	27
企業局		1	—	1
計		87	233	320

注1) 広域振興局のうち、「農林水産部」は、「農政部」「農林部」「林務部」及び「水産部」をまとめたものである。

注2) 委員及び各委員会のうち、「教育委員会以外の委員及び各委員会」とは、「選挙管理委員会」「人事委員会」「監査委員」「労働委員会」「収用委員会」及び「海区漁業調整委員会」のことである。

注3) 企業局は、出先機関の施設総合管理所及び県南施設管理所を含めて1機関としている。

5 監査の実施方法

監査対象機関 320 機関に対し、公用車の保有状況・使用状況、公用車の運行管理及び安全対策等について予備調査を実施し、その中から選定した 17 機関について、予備監査（職員による聞き取り調査）を実施した。

予備調査及び予備監査の結果について、監査委員による書面監査を行うとともに、その結果に基づき選定した 2 機関について、監査委員による本監査を実施した。

(1) 予備監査（職員による聞き取り調査） 14 部局等 17 機関

部 局 等 名		局 室 課 名
1	秘書広報室	①秘書課
2	総務部	②総務室、③人事課、④財政課、⑤管財課
3	政策地域部	⑥政策推進室
4	文化スポーツ部	⑦文化スポーツ企画室
5	環境生活部	⑧環境生活企画室
6	保健福祉部	⑨保健福祉企画室
7	商工労働観光部	⑩商工企画室
8	農林水産部	⑪農林水産企画室
9	県土整備部	⑫県土整備企画室
10	復興局	⑬復興局
11	議会	⑭議会事務局
12	教育委員会	⑮教育委員会事務局教職員課
13	医療局	⑯医療局（本庁）
14	企業局	⑰企業局

(2) 本監査（監査委員による監査） 2 部 2 機関

部 名		室 名
1	保健福祉部	①保健福祉企画室
2	農林水産部	②農林水産企画室

第2 監査の結果

1 公用車の保有状況及び使用状況について

(1) 公用車の保有状況

今回、監査対象とした県が使用する公用車は、表1-1のとおり、計983台（本庁126台、出先機関857台）であり、うち通年契約しているリース車両は40台である。

リース車両は、主に沿岸部の広域振興局において災害からの復旧復興業務に対応するために使用されているものなど、一時的な需要に対応するためのものが主となっている。

車種別では、小型貨物自動車510台（51.9%）と最も多く、次いで小型乗用自動車175台（17.8%）、普通乗用自動車152台（15.5%）などとなっている。

このほか、表1-2のとおり、他の団体等に貸し付けている車両は47台あり、県が保有している公用車は1,030台である。

【表1-1】車種別の保有状況〔他の団体等に貸し付けている車両を除く。〕

（平成30年9月1日現在、単位：台）

部 局 名	本 庁					小計 (本庁)	出先機関					小計 (出先 機関)	合 計	うち リース 車両
	普通	小型		軽四輪			普通	小型		軽四輪				
	乗用	乗用	貨物	乗用	貨物		乗用	乗用	貨物	乗用	貨物			
秘書広報室	3	0	0	0	0	3	/	/	/	/	/	/	3	0
総務部	7	8	2	0	0	17	0	1	0	0	0	1	18	0
政策地域部	1	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2	0
文化スポーツ部	2	0	3	0	0	5	/	/	/	/	/	/	5	1
環境生活部	5	0	2	1	0	8	0	2	4	0	0	6	14	0
保健福祉部	0	2	3	0	0	5	1	8	19	3	1	32	37	1
商工労働観光部	5	5	0	0	0	10	0	3	6	0	0	9	19	0
農林水産部	12	7	11	0	0	30	6	12	112	0	70	200	230	0
県土整備部	1	4	0	0	0	5	2	3	6	0	1	12	17	0
復興局	0	2	0	0	0	2	/	/	/	/	/	/	2	0
出納局	0	0	0	0	0	0	/	/	/	/	/	/	0	0
広域 振興局	経営企画部	/	/	/	/	/	9	3	20	4	0	36	36	0
	総務部	/	/	/	/	/	1	3	4	0	0	8	8	0
	県税部	/	/	/	/	/	0	0	16	0	0	16	16	0
	保健福祉環境部	/	/	/	/	/	1	14	41	20	16	92	92	2
	農林水産部	/	/	/	/	/	19	9	147	9	3	187	187	10
	土木部	/	/	/	/	/	45	43	68	2	1	159	159	26
審査指導監	/	/	/	/	/	0	0	0	0	0	0	0	0	
議会等	議会	0	0	0	0	0	/	/	/	/	/	/	0	0
	教育委員会	1	7	1	0	0	9	1	3	37	0	2	43	0
	教育委員会以外の委員会等	0	0	0	0	0	/	/	/	/	/	/	0	0
医療局	3	2	0	0	0	5	11	30	3	8	4	56	61	0
企業局	16	3	5	0	1	25	/	/	/	/	/	25	0	
合 計	56	41	27	1	1	126	96	134	483	46	98	857	983	40

注) 斜線は、該当する機関がないものである。

【表 1-2】 使用状況別の保有状況〔他の団体等に貸し付けている車両を含む。〕

(平成 30 年 9 月 1 日現在、単位：台)

部 局 等 名	本 庁			出先機関			合 計
	県が使用	他団体等への貸付	小 計	県が使用	他団体等への貸付	小 計	
秘書広報室	3	0	3	/	/	/	3
総 務 部	17	0	17	1	0	1	18
政策地域部	2	0	2	0	0	0	2
文化スポーツ部	5	2	7	/	/	/	7
環境生活部	8	1	9	6	0	6	15
保健福祉部	5	9	14	32	0	32	46
商工労働観光部	10	1	11	9	0	9	20
農林水産部	30	1	31	200	3	203	234
県土整備部	5	9	14	12	0	12	26
復 興 局	2	0	2	/	/	/	2
出 納 局	0	0	0	/	/	/	0
広域 振興局	経営企画部	/	/	36	0	36	36
	総 務 部	/	/	8	0	8	8
	県 税 部	/	/	16	0	16	16
	保健福祉環境部	/	/	92	0	92	92
	農林水産部	/	/	187	12	199	199
	土 木 部	/	/	159	2	161	161
	審査指導監	/	/	0	0	0	0
議 会・ 委員及び 委員会	議 会	0	0	/	/	/	0
	教育委員会	9	7	16	43	0	43
	教育委員会以外の 委員及び各委員会	0	0	0	/	/	0
医 療 局	5	0	5	56	0	56	61
企 業 局	25	0	25	/	/	/	25
合 計	126	30	156	857	17	874	1,030

注) 斜線は、該当する機関がないものである。

(2) トランスミッション別の保有状況

トランスミッション別の保有状況は、表 2-1 及び表 2-2 のとおりである。

公用車をトランスミッション別に見ると、オートマチック車が 726 台 (73.9%)、マニュアル車が 257 台 (26.1%) となっている。

オートマチック車の導入率を本庁・出先機関別に見ると、本庁の 94.4% に対し、出先機関は 70.8% と低くなっている。

オートマチック車の導入率を更に部局等別に見ると、教育委員会の出先機関が 39.5% と最も低く、次いで商工労働観光部の出先機関 44.4%、農林水産部の出先機関 52.0% となっている。

【表 2-1】 トランスミッション別の保有状況〔本庁・出先機関別〕

区 分		オートマチック車	マニュアル車	合 計
本庁	台数	119	7	126
	構成比(%)	94.4	5.6	100.0
出先機関	台数	607	250	857
	構成比(%)	70.8	29.2	100.0
合計	台数	726	257	983
	構成比(%)	73.9	26.1	100.0

注) 県が使用する公用車 983 台の状況である。

【表 2-2】 トランスミッション別の保有状況〔部局等別〕

部 局 等 名	本 庁			出先機関			合 計 (台数)	オートマ チック車 導入率 【合計】	
	オートマ チック車 (台数)	マニ ュ アル車 (台数)	オートマ チック車 導入率	オートマ チック車 (台数)	マニ ュ アル車 (台数)	オートマ チック車 導入率			
秘書広報室	3	0	100.0%				3	100.0%	
総 務 部	16	1	94.1%	1	0	100.0%	18	94.4%	
政策地域部	2	0	100.0%	0	0	—	2	100.0%	
文化スポーツ部	4	1	80.0%				5	80.0%	
環境生活部	7	1	87.5%	5	1	83.3%	14	85.7%	
保健福祉部	4	1	80.0%	26	6	81.3%	37	81.1%	
商工労働観光部	10	0	100.0%	4	5	44.4%	19	73.7%	
農林水産部	29	1	96.7%	104	96	52.0%	230	57.8%	
県土整備部	5	0	100.0%	8	4	66.7%	17	76.5%	
復 興 局	2	0	100.0%				2	100.0%	
出 納 局	0	0	—				0	—	
広 域 振 興 局	経営企画部			31	5	86.1%	36	86.1%	
	総 務 部			7	1	87.5%	8	87.5%	
	県 税 部			13	3	81.3%	16	81.3%	
	保健福祉環境部			60	32	65.2%	92	65.2%	
	農林水産部			124	63	66.3%	187	66.3%	
	土 木 部			154	5	96.9%	159	96.9%	
	審査指導監			0	0	—	0	—	
議 会 等	議 会	0	0	—			0	—	
	教育委員会	9	0	100.0%	17	26	39.5%	52	50.0%
	教育委員会以外の 委員及び各委員会	0	0	—			0	—	
医 療 局	5	0	100.0%	53	3	94.6%	61	95.1%	
企 業 局	23	2	92.0%				25	92.0%	
合 計	119	7	94.4%	607	250	70.8%	983	73.9%	

注 1) 県が使用する公用車 983 台の状況である。

注 2) 斜線は、該当する機関がないものである。

(3) 公用車の経過年数

公用車の経過年数(初度登録年月から平成30年8月末まで)は、表3のとおりである。

公用車の経過年数を見ると、最も多いものが「5年以上10年未満」の296台(30.1%)で、次いで「5年未満」の289台(29.4%)であり、経過年数が10年未満の公用車が全体の約6割を占めている一方、「20年以上」の公用車も72台(7.3%)ある。

本庁・出先機関別に見ると、本庁より出先機関の方が、経過年数10年以上の公用車の保有割合が多くなっている。

【表3】公用車の経過年数〔本庁・出先機関別〕（初度登録年月から平成30年8月末まで）

区 分		5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上	合 計
本庁	台数	42	50	14	15	5	126
	構成比(%)	33.3	39.7	11.1	11.9	4.0	100.0
出先 機関	台数	247	246	157	140	67	857
	構成比(%)	28.8	28.7	18.3	16.3	7.8	100.0
合計	台数	289	296	171	155	72	983
	構成比(%)	29.4	30.1	17.4	15.8	7.3	100.0

注) 県が使用する公用車983台の状況である。

(4) 公用車の年間走行距離

平成29年度の公用車の年間走行距離は、表4のとおりである。

平成29年度の公用車の年間走行距離を見ると、最も多いものが「10,000 km以上 20,000 km未満」の401台(40.8%)で、次いで「5,000 km以上 10,000 km未満」の279台(28.4%)であり、この2区分で69.2%となっている。

本庁・出先機関別に見ると、いずれも「10,000 km以上 20,000 km未満」の割合が最も多く、次いで、本庁は「20,000 km以上 30,000 km未満」となっているが、出先機関は「5,000 km以上 10,000 km未満」となっており、本庁の方が出先機関より年間走行距離が長いものの割合が多くなっている。

【表4】公用車の年間走行距離（平成29年度）〔本庁・出先機関別〕

区 分		1,000 km 未満	1,000 km 以上 5,000 km 未満	5,000 km 以上 10,000 km 未満	10,000 km 以上 20,000 km 未満	20,000 km 以上 30,000 km 未満	30,000 km 以上	合 計
本庁	台数	4	11	22	49	31	9	126
	構成比(%)	3.2	8.7	17.5	38.9	24.6	7.1	100.0
出先 機関	台数	26	159	257	352	56	7	857
	構成比(%)	3.0	18.6	30.0	41.1	6.5	0.8	100.0
合計	台数	30	170	279	401	87	16	983
	構成比(%)	3.1	17.3	28.4	40.8	8.9	1.6	100.0

注) 県が使用する公用車983台の状況である。

(5) 公用車の総走行距離

公用車の総走行距離は、表5のとおりである。

公用車の総走行距離を見ると、最も多いものが「100,000 km以上 200,000 km未満」の380台(38.7%)で、次いで「50,000 km以上 100,000 km未満」の264台(26.9%)であり、この2区分で65.6%となっている。また、「300,000 km以上」のものも9台(0.9%)ある。

本庁・出先機関別に見ると、いずれも「100,000 km以上 200,000 km未満」の割合が最も多く、次いで、「50,000 km以上 100,000 km未満」のものが多くなっているが、年間走行距離と同様に、本庁の方が出先機関より総走行距離の長いものの割合が多くなっている。

【表5】総走行距離〔本庁・出先機関別〕（初年度から平成30年8月末まで）

区 分		10,000 km 未満	10,000 km 以上 50,000 km 未満	50,000 km 以上 100,000 km 未満	100,000 km 以上 200,000 km 未満	200,000 km 以上 300,000 km 未満	300,000 km 以上	合 計
本庁	台数	7	22	25	44	24	4	126
	構成比(%)	5.6	17.5	19.8	34.9	19.0	3.2	100.0
出先 機関	台数	41	179	239	336	57	5	857
	構成比(%)	4.8	20.9	27.9	39.2	6.7	0.6	100.0
合計	台数	48	201	264	380	81	9	983
	構成比(%)	4.9	20.4	26.9	38.7	8.2	0.9	100.0

注) 県が使用する公用車983台の状況である。

(6) 公用車の稼働状況

平成29年度の公用車の稼働率(平成29年度稼働日数÷平成29年度開庁日数(244日))は、表6のとおりである。

平成29年度の公用車の稼働率を見ると、最も多いものが「70%以上 90%未満」の317台(32.2%)で、次いで「50%以上 70%未満」の280台(28.5%)であり、この2区分で60.7%となっている。

一方、稼働率が「50%未満」の公用車は251台(25.5%)となっている。

本庁・出先機関別で、稼働率に大きな差は見られない。

【表6】公用車の稼働率(平成29年度)〔本庁・出先機関別〕

区 分		10%未満	10%以上 30%未満	30%以上 50%未満	50%以上 70%未満	70%以上 90%未満	90%以上	合 計
本庁	台数	1	9	27	43	42	4	126
	構成比(%)	0.8	7.1	21.4	34.1	33.3	3.2	100.0
出先 機関	台数	19	66	129	237	275	131	857
	構成比(%)	2.2	7.7	15.1	27.7	32.1	15.3	100.0
合計	台数	20	75	156	280	317	135	983
	構成比(%)	2.0	7.6	15.9	28.5	32.2	13.7	100.0
50% 未満	台数	251			注) 県が使用する公用車983台の状況である。			
	構成比(%)	25.5						

(7) 公用車の稼働率が低い理由

平成 29 年度の稼働率が 50%未満となっている理由は、それらの公用車を保有している機関によると、表 7 のとおりである。

稼働率が 50%未満の公用車 251 台について、その理由を見ると、「車両が老朽化しているため」が 43 台 (17.1%)、「マニュアル車のため」が 24 台 (9.6%)、「駐車場が遠いため」が 8 台 (3.2%) となっている。

また、「その他」が 176 台 (70.1%) となっているが、これらの中には、「運転手付きの車両を多く使用したため」「エアコン・パワステが未装備のため」「他の車両 (4WD) の使用に偏ったため」「乗車人数が多い時に使用しているため (乗車定員 7 名)」などの理由が含まれている。

【表 7】稼働率が 50%未満の理由 (平成 29 年度)

区 分	車両が老朽化しているため	マニュアル車のため	駐車場が遠いため	その他	合 計
台数	43	24	8	176	251
構成比(%)	17.1	9.6	3.2	70.1	100.0

注) 平成 29 年度の稼働率が 50%未満の公用車 251 台の状況である。

(8) 稼働率が低い公用車の今後の方針

稼働率が 50%未満の公用車の今後の方針は、それらの公用車を保有している機関によると、表 8 のとおりである。

稼働率が 50%未満の公用車 251 台のうち、今後の方針が定まっている公用車は 211 台 (84.1%) で、その内訳は、「業務に必要なので現状のまま使用」が 166 台 (66.1%) と最も多く、次いで「更新して新しい車両を購入」が 36 台 (14.3%) となっており、引き続き保有する方針としている。

一方、「他所属への所管換えや廃車等により処分」は、6 台 (2.4%) となっている。

【表 8】稼働率が 50%未満の公用車の今後の方針

区 分	今後の方針が定まっている					今後の方針が定まっていない	合 計
	業務に必要なので現状のまま使用	更新して新しい車両を購入	他所属への所管換えや廃車等により処分	その他	計		
台数	166	36	6	3	211	40	251
構成比(%)	66.1	14.3	2.4	1.2	84.1	15.9	100.0

注) 平成 29 年度の稼働率が 50%未満の公用車 251 台の状況である。

2 公用車の配置及び更新等について

(1) 公用車の配置状況

ア 公用車の充足状況

公用車の充足状況は、表9のとおりである。

公用車を保有している192機関のうち、公用車の台数が、業務を実施する上で「十分足りている」とする機関は66機関(34.4%)である一方、「不足する場合がある」とする113機関(58.9%)と「不足している」とする13機関(6.8%)とを合わせると126機関(65.6%)となっている。

本庁・出先機関別に見ると、「十分足りている」とする機関の割合は、本庁より出先機関の方が2割ほど多くなっている。

一方、「不足する場合がある」及び「不足している」とする機関を合わせると、本庁では34機関(81.0%)、出先機関では92機関(61.3%)となっている。

【表9】公用車の充足状況〔本庁・出先機関別〕

区 分		十分足りている	不足する 場合がある	不足している	合 計
本庁	機関数	8	31	3	42
	構成比(%)	19.0	73.8	7.1	100.0
出先 機関	機関数	58	82	10	150
	構成比(%)	38.7	54.7	6.7	100.0
合計	機関数	66	113	13	192
	構成比(%)	34.4	58.9	6.8	100.0

注) 公用車を保有している192機関の状況である。

イ 公用車を手配できない場合の対応方法

公用車の台数が、「不足する場合がある」又は「不足している」と回答した126機関において、所属の公用車を手配できない場合の対応方法は、表10のとおりである。

「不足する場合がある」又は「不足している」と回答した126機関のうち、最も多い対応方法は「私用車承認により対応する」(77.8%)で、次いで「他部署の公用車を利用する」(54.8%)となっている。

本庁・出先機関別に見ると、本庁において最も多い対応方法は「他部署の公用車を利用する」(91.2%)で、次いで「私用車承認により対応する」(64.7%)、「管財課の集中管理公用車を利用する」(61.8%)となっている。

一方、出先機関において最も多い対応方法は「私用車承認により対応する」(82.6%)で、次いで「業務日程を変更する」(42.4%)、「他部署の公用車を利用する」(41.3%)となっており、対応方法に大きな違いがある。

【表 10】 所属の公用車を手配できない場合の対応方法〔本庁・出先機関別〕 【複数回答可】

区 分		私用車承認により対応する	他部署の公用車を利用する	業務日程を変更する	公共交通機関(タクシー等を含む)を利用する	管財課の集中管理公用車を利用する	その他
本庁	機関数	22	31	9	13	21	1
	本庁 34 機関に対する回答割合(%)	64.7	91.2	26.5	38.2	61.8	2.9
出先機関	機関数	76	38	39	30	0	4
	出先機関 92 機関に対する回答割合(%)	82.6	41.3	42.4	32.6	0.0	4.3
合計	機関数	98	69	48	43	21	5
	全 126 機関に対する回答割合(%)	77.8	54.8	38.1	34.1	16.7	4.0

注) 公用車の台数が、「不足する場合がある」又は「不足している」と回答した 126 機関の状況である。

(2) 公用車の更新状況

ア 更新基準を超える公用車の保有状況

更新基準（表 11 参照）を超える公用車を保有している機関の状況は、表 12 のとおりである。

公用車を保有している 192 機関のうち、「更新基準を超えて使用している公用車がある」機関は、113 機関（58.9%）であり全体の約 6 割となっている。

【表 11】 更新基準（基準年数及び基準走行キロ数）

車 種	規格・形式	基準年数	基準走行キロ数
普通自動車	2,000 cc 以上	13 年	150,000 km
〃	2,000 cc 未満	13 年	130,000 km
軽四輪自動車	660 cc 以下	10 年	100,000 km

注) 公用車の更新については、原則として基準年数及び基準走行キロ数（軽四輪自動車にあつてはいずれか）を超え、かつ、使用に耐えられないもののみに限定されている。（財政課：一般行政経費予算調整調書作成要領）

【表 12】 更新基準を超える公用車の保有状況〔本庁・出先機関別〕

区 分		更新基準を超えて使用している公用車がある	更新基準を超えていない	合 計
本庁	機関数	22	20	42
	構成比(%)	52.4	47.6	100.0
出先機関	機関数	91	59	150
	構成比(%)	60.7	39.3	100.0
合計	機関数	113	79	192
	構成比(%)	58.9	41.1	100.0

注) 公用車を保有している 192 機関の状況である。

イ 更新基準を超える公用車の今後の方針

更新基準（表 12 参照）を超えて使用している公用車の今後の方針は、それらの公用車を保有している機関によると、表 13 のとおりである。

「更新基準を超えて使用している公用車がある」と回答した 113 機関における当該公用車の保有台数は合計 273 台（県が使用する公用車 983 台に対する割合：27.8%）となっている。

更新基準を超えて使用している公用車 273 台の今後の方針について、最も多いものが「更新したいが、更新時期未定」の 151 台（55.3%）で過半数を超えており、次いで「使用継続予定」の 68 台（24.9%）、「更新予定」の 43 台（15.8%）となっている。

本庁・出先機関別に見ると、本庁は「使用継続予定」（37.9%）が最も多いが、出先機関は「更新したいが、更新時期未定」（58.2%）が最も多くなっている。

【表 13】更新基準を超える公用車の今後の方針 [本庁・出先機関別]

区 分		更新予定	更新したい が、更新時期 未定	使用継続 予定	廃車(減車) 予定	その他	合 計
本庁	台数	5	9	11	1	3	29
	構成比(%)	17.2	31.0	37.9	3.4	10.3	100.0
出先 機関	台数	38	142	57	5	2	244
	構成比(%)	15.6	58.2	23.4	2.0	0.8	100.0
合計	台数	43	151	68	6	5	273
	構成比(%)	15.8	55.3	24.9	2.2	1.8	100.0

注) 「更新基準を超えて使用している公用車がある」と回答した 113 機関における更新基準を超えて使用している公用車 273 台の状況である。

(3) 私用車の公務使用

ア 私用車の公務上の使用状況

各部局等の職員は、一定の条件を満たす場合は、私用車を公務に使用することが認められている。(次ページ参照)

平成 29 年度における私用車の公務上の使用状況は、表 14 のとおりである。

監査対象機関 320 機関のうち、平成 29 年度において「私用車の公務上の使用承認を受けて旅行した事例がある」機関は 306 機関（95.6%）であり、ほとんどの機関で私用車の公務使用が行われている。

【表 14】私用車の公務上の使用状況（平成 29 年度）

区 分		ある	ない	合 計
本庁	機関数	81	6	87
	構成比(%)	93.1	6.9	100.0
出先 機関	機関数	225	8	233
	構成比(%)	96.6	3.4	100.0
合計	機関数	306	14	320
	構成比(%)	95.6	4.4	100.0

注) 監査対象機関 320 機関の状況である。

私用車の公務上使用を容認できる場合とは、知事部局の公用車運行管理規程、岩手県議会事務局公用車運行管理規程、岩手県教育委員会公用車運行管理規程、医療局公用車運行管理規程及び企業局公用車運行管理規程（以下これらの規程を「管理規程」という。）において「緊急やむを得ない場合その他の特別の事情があるとき」と規定されている。具体的な取扱いについては、各部局等の事情に応じ、それぞれの規程において定められている。

知事部局においては、次の4項目のいずれかに該当する場合であって、「私用車を使用することにより公務の円滑な遂行ができると認められるとき」とされている。

- (1) 災害等突発事故の緊急を要する対策事務を行う場合
- (2) 自動車、バス等の交通機関によるよりも私用車による方が効率的な場合
- (3) 巡回して行う事務に従事する場合
- (4) 身体障害者で特定の仕様による車によらなければ事務の遂行が困難である場合

イ 私用車を公務使用した理由

私用車の公務上使用を容認できる場合については、管理規程において「緊急やむを得ない場合その他の特別の事情があるとき」とされており、私用車を公務使用した各機関の理由は、表15のとおりである。

平成29年度に「私用車の公務上の使用承認を受けて旅行した事例がある」と回答した306機関において、私用車を公務上使用した理由として最も多かったものは「居住地発着等のため公用車より私用車の方が業務上都合が良い」（75.2%）となっており、次いで「所属に公用車がない」（34.3%）、「所属に公用車はあるが、数が足りていない」（25.5%）となっている。

本庁・出先機関別で、その傾向に大きな差は見られない。

【表15】私用車を公務使用した理由〔本庁・出先機関別〕 【複数回答可】

区分		居住地発着等のため 公用車より 私用車の方が業務上 都合が良い	所属に公用 車がない	所属に公用 車はあるが、 数が足りてい ない	公用車がマニ ュアル車のため 運転できな い	その他
本庁	機関数	56	31	15	0	18
	本庁81機関に対する 回答割合(%)	69.1	38.3	18.5	0.0	22.2
出先 機関	機関数	174	74	63	7	51
	出先機関225機関に 対する回答割合(%)	77.3	32.9	28.0	3.1	22.7
合計	機関数	230	105	78	7	69
	全306機関に対する 回答割合(%)	75.2	34.3	25.5	2.3	22.5

注) 平成29年度において「私用車の公務上の使用承認を受けて旅行した事例がある」と回答した306機関の状況である。

3 公用車の運行管理について

(1) 安全運転管理者の選任

道路交通法第74条の3第1項の規定により、自動車の使用者は、乗車定員11人以上の自動車1台以上又はその他の自動車5台以上の使用をしている場合は、その使用の本拠ごとに安全運転管理者を選任しなければならないとされている。

公用車を保有している192機関のうち、選任条件を満たしているにもかかわらず、安全運転管理者を選任していない機関が2機関あった。

(2) 副安全運転管理者の選任

道路交通法第74条の3第4項の規定により、自動車の使用者は、自動車20台以上の使用をしている場合は、その使用の本拠ごとに副安全運転管理者を選任しなければならないとされている。

副安全運転管理者については、対象機関において全て適正に選任されていた。

(3) 公用車取扱責任者の指名

管理規程の規定により、公用車を保有している機関は、公用車取扱責任者を置き、公用車1台ごとに運行管理者（保有機関の長）が職員のうちから指名することとされている。公用車取扱責任者は、運行管理者の命を受けて公用車の整備及び保管に関する事務を処理することとされている。

公用車取扱責任者の指名状況は、表16のとおりである。

公用車を保有している192機関のうち、公用車取扱責任者を「指名していない」機関が、本庁1機関、出先機関13機関、合計14機関あった。

【表16】 公用車取扱責任者の指名状況〔本庁・出先機関別〕

区 分	指名している	指名していない	合 計
本 庁（機関数）	41	1	42
出先機関（機関数）	137	13	150
合 計（機関数）	178	14	192

注) 公用車を保有している192機関の状況である。

4 公用車の点検及び整備について

(1) 車検

自動車検査証の有効期間の満了後も自動車を使用するときは、道路運送車両法第 62 条の規定に基づく継続検査（いわゆる車検）を受けなければならないとされている。

平成 29 年度において、公用車を保有する 192 機関のうち、継続検査を受けずに一時車検切れの状態となった公用車があった機関は、総務部総合防災室（ただし、該当する公用車は普通貨物自動車のため、今回の監査対象外である。）、県土整備部県土整備企画室、沿岸広域振興局農林部宮古農林振興センター及び岩手県立釜石病院の 4 機関（4 台）であった。

(2) 車検切れ運行防止の取組

車検切れ運行防止の取組状況は、表 17 のとおりである。

調査した 14 部局等の取組のうち、最も多かったものは、「イントラネットを利用したネットワークフォルダ等において公用車一覧表を作成・管理し、車検時期を管理する」の 11 部局等であり、次いで「公用車運行管理記録簿に車検時期を表示する」の 10 部局等となっている。

【表 17】車検切れ運行防止の取組状況 【複数回答可】

取 組 項 目	部局等数
(1) 車検時期の「見える」化	
① 公用車の車内へ車検時期を表示する（見やすい場所へシールを貼付する）	9
② 公用車の鍵に車検時期を表示したキーホルダーを取り付ける	3
③ 鍵の保管場所（キーボックス）に車検時期を表示する	2
④ 公用車使用承認簿に車検時期を表示する	7
⑤ 公用車運行管理記録簿に車検時期を表示する	10
⑥ 公用車の設備予約表等に車検時期を表示する	7
⑦ 給油伝票に車検時期を表示する	1
⑧ 運転前点検表に車検時期を表示する	2
⑨ その他	2
(2) 公用車管理を担当する職員等による情報共有	
① 月間業務計画表に車検時期を記載する	3
② イン트라ネットを利用したネットワークフォルダ等において公用車一覧表を作成・管理し、車検時期を管理する	11
③ 公用車管理を担当する職員等のグループウェアシステムのスケジュールや Todo に車検満了日等を登録する	9
④ その他	2
(3) 主管室課における取組	
① 公用車を保有する公所から、車検の都度、主管室課に車検証の写しを提出させ、主管室課においても車検の有効期間を管理する	7

② 年度当初に主管室から各所属あて、車検時期の確認と取組の徹底について通知する	7
③ その他	2

注) 調査した部局等は、秘書広報室、総務部、政策地域部、文化スポーツ部、環境生活部、保健福祉部、商工労働観光部、農林水産部、県土整備部、復興局、議会、教育委員会、医療局及び企業局である。

(3) 定期点検

道路運送車両法第 48 条の規定により、自動車の使用者は、自動車の種別や用途等に応じ、定められた期間ごとに自動車を点検しなければならないとされている。

定期点検の実施状況は、表 18 のとおりである。

平成 29 年度の定期点検の実施状況を見ると、公用車 983 台のうち、167 台 (17.0%) が実施されていなかった。

定期点検が実施されていなかった理由については、「平成 29 年度に購入したため」など合理的な理由があるものは 18 台で、残りの 149 台は「予算要求をしていなかった」「予算不足」「失念していた」「必要だと認識していなかった」などとなっている。

【表 18】定期点検の実施状況（平成 29 年度）〔本庁・出先機関別〕

区 分		実施している	実施していない	合 計
本庁	台数	112	14	126
	構成比(%)	88.9	11.1	100.0
出先機関	台数	704	153	857
	構成比(%)	82.1	17.9	100.0
合計	台数	816	167	983
	構成比(%)	83.0	17.0	100.0

注) 県が使用する公用車 983 台の状況である。

5 公用車の安全対策について

(1) 交通事故の発生状況

平成 27 年度から 29 年度までにおける公用車（私用車の公務上使用承認を含む。）の交通事故の発生状況は、表 19 のとおりである。

毎年度 40 件～60 件程度の交通事故が発生しており、発生件数は増加傾向にある。

【表 19】交通事故の発生状況〔年度別〕〔本庁・出先機関別〕

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
本 庁 (件数)	2	10	9
出先機関 (件数)	40	42	53
合 計 (件数)	42	52	62

注) 公務上の交通事故であって、人事課等へ事故報告した件数であり、自損・被害事故も含まれている。

(2) 交通事故防止のための取組

交通事故防止のための取組状況は、表 20 のとおりである。

最も多い取組は、「所属長等が職員に対し安全運転に関する訓示等を行っている」(91.6%)で、次いで「運転免許証の有効期限などを定期的に確認している」(89.4%)となっている。

【表 20】交通事故防止のための取組〔本庁・出先機関別〕 【複数回答可】

区 分		所属長等が職員に対し安全運転に関する訓示等を行っている	運転免許証の有効期限などを定期的に確認している	交通安全に関する研修を年1回以上行っている	その他
本庁	機関数	81	70	47	8
	本庁 87 機関に対する回答割合(%)	93.1	80.5	54.0	9.2
出先機関	機関数	212	216	120	71
	出先機関 233 機関に対する回答割合(%)	91.0	92.7	51.5	30.5
合計	機関数	293	286	167	79
	全 320 機関に対する回答割合(%)	91.6	89.4	52.2	24.7

注) 監査対象機関 320 機関の回答である。

(3) 公用車の搭載機器

公用車の搭載機器の状況は、表 21 のとおりである。

最も多いものが「カーナビゲーション」(25.4%)で、次いで「バックモニター」(7.3%)、「ドライブレコーダー」(4.5%)となっている。

「ドライブレコーダー」を搭載している公用車は、広域振興局土木部 27 台、企業局 17 台、計 44 台となっている。なお、これらのうち企業局においては、平成 28 年度に発生した公用車事故の際に、ドライブレコーダーのデータが証拠となり、適正な過失割合で示談

が成立したこともあり、ドライブレコーダーの装備率が68%（企業局車両25台のうち17台に装備）と高率になっている。

【表 21】 公用車の搭載機器〔本庁・出先機関別〕

区 分		カーナビ ゲーション	バックモニター	ドライブレコーダー	衝突被害軽減 ブレーキ (自動ブレーキ)
本庁	台数	61	35	17	9
	本庁車両126台に対する 装備率(%)	48.4	27.8	13.5	7.1
出先 機関	台数	189	37	27	13
	出先車両857台に対する 装備率(%)	22.1	4.3	3.2	1.5
合計	台数	250	72	44	22
	全車両983台に対する 装備率(%)	25.4	7.3	4.5	2.2

注) 県が使用する公用車983台の状況である。

(4) 公用車の任意保険の補償内容

公用車の任意保険の補償内容は、表22のとおりである。

公用車の任意保険の補償内容については、知事部局等と医療局、企業局でそれぞれ異なっている。

知事部局等は、全都道府県の中で本県のみが対物賠償保険に加入していなかったこと及び職員による示談交渉等の負担軽減を図る必要があったことから、平成29年9月より、過去の賠償額の状況を踏まえ、200万円の対物賠償保険に加入している。

知事部局等においては、任意保険の更新に当たり、契約事務担当課が公用車事故の発生件数や賠償額の状況等について把握しておらず、補償内容の妥当性が十分に検証できていない。

【表 22】 公用車の任意保険の補償内容〔部局等別〕

(単位:円)

区 分	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	対人賠償	対物賠償	対人賠償	対物賠償	対人賠償	対物賠償
知事部局等	無制限	未加入	無制限	2,000,000	無制限	2,000,000
医療局	無制限	無制限	無制限	無制限	無制限	無制限
企業局	無制限	未加入	無制限	未加入	無制限	未加入

注1) 知事部局等には、議会及び教育委員会を含む。

注2) 補償期間は、いずれの年度も9月1日から翌年9月1日までである。

第3 監査意見

公務を迅速かつ効率的に遂行するため、本庁及び出先機関に多数の公用車が配置され、購入及び維持管理等に多額の経費を要している。

厳しい財政状況の下、公用車の保有に多額の費用を要していることを踏まえると、公用車が効率的に使用され、また、その管理及び安全対策等が適正に行われることが必要である。

このことから、今般、監査委員は、公用車が適切に管理され、効率的な使用及び適切な配置・更新並びに適正な安全対策等が行われているかを把握するため監査を行ったものであり、その結果について、以下のとおり意見を述べる。

1 全体の評価

公用車の使用、管理及び安全対策等については、おおむね適正に実施されているものと認められたが、一部において検討を要する事項があった。

については、以下の意見に留意し、引き続き公用車の効率的な使用、適正な管理に努めるとともに、安全対策等に当たっては、法令等を遵守し、より一層の交通事故の防止に努められたい。

2 意見

(1) 公用車の効率的な使用について

- ① 稼働率が50%以上の公用車は全体の約4分の3であり、おおむね効率的に使用されているものと認められる一方、稼働率が50%未満の公用車のうち、「駐車場が遠いため」「運転手付きの車両を多く使用したため」などを稼働率が低い理由としているものがあり、効率的に使用されていない公用車も認められた。

公用車の効率的な使用に当たっては、車種が特殊なものや使用目的が限定されるもの、購入費用などの財源の関係で使用に制限が設けられているものなど、稼働率が低いことを理由に直ちに所管換え等の措置を講ずることが難しいものもあるが、稼働率が低い車両については、個別にその利用方法及び必要性について検証し、必要に応じて、所管換え等による効率的な使用について検討していく必要がある。

- ② 同一庁舎内であっても、稼働率が高い車両と低い車両が混在している場合があることから、全体の稼働率の向上を図るため、庁舎内の車両の使用状況について、部局等を超えて情報共有を図ることなどにより、共同利用の促進を図り、公用車の更なる有効活用に努めていく必要がある。

(2) 公用車の適切な配置及び計画的な更新等について

- ① 公用車を保有している192機関のうち、「十分に足りている」としている機関が3割強ある一方、「不足する場合がある」又は「不足している」としている機関が合わせて6割を超えており、車両配置の不均衡が生じている。さらに、同一部局等内においても同様に不均衡が生じている状況が見受けられた。

また、「更新基準を超えて使用している車両がある」機関は113機関と全体の約6割となっており、公用車を維持管理していく上で、維持管理費の増嵩や将来的に安全性の確保

が懸念される。

公用車の適切な配置を推進するため、部局等ごとにその稼働状況の把握や稼働率が低い場合の原因分析等を行うとともに、老朽化による故障頻度や修理費など車両の状況を十分に考慮した上で、計画的な車両の更新等を行っていく必要がある。

- ② 稼働率が低い理由の中には、「マニュアル車のため」「エアコン・パワステが未装備のため」「他の車両（4WD）の使用に偏ったため」「乗車人数が多い時に使用しているため（乗車定員7名）」など、車両の仕様に起因しているものもあったことから、車両の更新に当たっては、使用目的、乗車人数など利用形態に応じた車両の仕様について十分に考慮した上で、購入する必要がある。

- ③ 監査対象の320機関のうち、平成29年度において「私用車の公務上の使用承認を受けて旅行した事例がある」機関は306機関（95.6%）で、ほとんどの機関で私用車の公務使用が行われている。また、私用車を公務上使用した理由として最も多いものが「居住地発着等のため公用車より私用車の方が業務上都合が良い」（75.2%）であった。

私用車を公務上使用することは原則禁止されており、私用車の公務上使用を容認できる場合とは、「緊急やむを得ない場合その他の特別の事情があるとき」と規定されている。

公務の適正な遂行と職員の安全確保を図るため、私用車の公務上の使用承認に当たっては、制度の趣旨を十分理解した上で形式的にならないよう行う必要がある。

- ④ 公用車983台のうち、通年契約しているリース車両は40台である。これらは災害からの復旧復興業務に対応するためなど、一時的な需要に対応するためのものが主となっている。

リース車両については、リース契約時に車検、定期点検、自動車保険等を含めることも可能であり、車両を維持管理するための事務負担の軽減につながるほか、安全性の確保が図られるメリットが認められる。一方で、リース期間によっては購入する場合と比較して経費がかかる傾向にある。

公用車の更新に当たっては、使用予定期間、車両を購入する場合とリース車両を導入する場合のメリット・デメリットを十分に検証の上、適切に判断する必要がある。

(3) 公用車の運行管理体制について

- ① 道路交通法において、一定以上の台数を使用する場合に安全運転管理者の選任が義務付けられているが、選任条件を満たしているにもかかわらず、安全運転管理者を選任していない機関が2機関あった。

安全運転管理者は、運転者の適性等の把握、点呼による安全運転の指示、安全運転指導など交通事故を防止する上で重要な役割を担っており、対象となる機関においては確実に選任すること。

- ② 管理規程において、運行管理者（保有機関の長）が公用車1台ごとに公用車取扱責任者

を指名することとされているが、指名していない機関が 14 機関あった。

公用車取扱責任者は、運行管理者の命を受けて公用車の整備及び保管に関する事務を処理するとされており、公用車について必要な点検及び整備を行い、常に良好な状態で使用することにより、整備不良による交通事故の未然防止及び安全走行につながるものと考えられることから、公用車を保有している機関においては確実に指名すること。

- ③ これらについては、公用車の運行管理に当たり、法令等を遵守すべき地方公共団体において必要な義務を怠っていたと認められることから、管理規程の所管課は、適正な運行管理の着実な実施を図るため、各部局等主管室課と連携しながら、改めて制度の周知徹底を図ることが必要である。

(4) 公用車の点検及び整備について

- ① 平成 29 年度における公用車の車検切れは、今回の行政監査を実施する前に 4 件が判明していたことから、定期監査においても公用車の車検管理について監査を実施したところである。

定期監査及び今回の行政監査においては、各部局等において車検切れ運行を防止するための取組が着実に進んでいるものと認められたが、車検切れの状態は、同時に自動車損害賠償責任保険に加入していない状態となり得ることから、二度と車検切れを起こさないよう、引き続き再発防止の徹底に努められたい。

- ② 平成 29 年度における道路運送車両法第 48 条の規定による定期点検の実施状況をみると、公用車 983 台のうち、167 台 (17.0%) が実施されていなかった。定期点検を実施しなかった理由は、「予算要求をしていなかった」「予算不足」「失念していた」「必要だと認識していなかった」などとなっており、法令等の遵守に対する認識が十分浸透していないと認められる。

車両の点検・整備を適正に行うことにより、交通事故や車両の故障を未然に防止できるとともに、その車両本来の性能や安全性が維持され、車両本体の長寿命化につながれることから、点検・整備の重要性について再認識の上、適正な時期に点検を行うよう対応されたい。

また、公用車の点検・整備について、法令等を遵守すべき地方公共団体においてその必要性を十分認識しておらず、適正な実施を怠っていたと認められることから、これを確実に実施するとともに、運行管理者は、定期的に注意喚起を行い、再発防止に努めることが必要である。

(5) 公用車の安全対策について

- ① 交通事故防止のための取組については、交通安全に関する研修の実施や運転免許証の有効期限を定期的に確認するなど、各機関において適正に実施されていると認められた。

しかし、公用車の交通事故については、毎年度 40 件～60 件程度発生しており、依然として多くの交通事故が発生している。したがって、安全運転の励行に関する職場での日常

的な声掛けや交通事故事例の情報の共有化を図るなど、交通事故防止の取組を行い、公用車の安全対策の実効性を高めていく必要がある。

- ② 企業局においては、平成 28 年度に発生した公用車事故の際に、ドライブレコーダーのデータが証拠となり、適正な過失割合で示談が成立したこともあり、ドライブレコーダーの装備率が 68%（企業局車両 25 台のうち 17 台に装備）と高率になっているが、公用車 983 台のドライブレコーダー装備率は 4.5%（44 台）と導入が進んでいない。

ドライブレコーダー等の装備については、交通事故防止や交通事故発生後の対応に実効性があることから、公用車の安全対策強化を図るため、装備車両を一層拡大する必要がある。

- ③ 公用車の任意保険の補償内容については、知事部局等と医療局、企業局でそれぞれ異なっている。

また、知事部局等においては、契約事務担当課が公用車事故の発生件数や賠償額の状況等について把握しておらず、補償内容の妥当性が十分に検証できていない。

公用車の任意保険の補償内容については、保険適用件数及び保険適用金額、事故における示談交渉サービスのメリットなどを踏まえ、その妥当性について、契約事務担当課が検証する必要がある。

また、知事部局等においては、職員による示談交渉等の負担軽減を目的として、過去の賠償額の状況を踏まえ、平成 29 年 9 月から 200 万円を限度とする対物賠償保険に加入しているが、企業局においては、現在も対物賠償保険に加入していないことから、これまでの交通事故の状況や事故における示談交渉サービスのメリットなどを踏まえ、保険加入の要否について検討する必要がある。

【参考】関係法令等（抜粋）

1 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）

（安全運転管理者等）

第七十四条の三 自動車の使用者（道路運送法の規定による自動車運送事業者（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）の規定による貨物軽自動車運送事業を営業者を除く。以下同じ。）及び貨物利用運送事業法の規定による第二種貨物利用運送事業を営業者を除く。以下この条において同じ。）は、内閣府令で定める台数以上の自動車の使用の本拠ごとに、年齢、自動車の運転の管理の経験その他について内閣府令で定める要件を備える者のうちから、次項の業務を行う者として、安全運転管理者を選任しなければならない。

2 安全運転管理者は、自動車の安全な運転を確保するために必要な当該使用者の業務に従事する運転者に対して行う交通安全教育その他自動車の安全な運転に必要な業務（自動車の装置の整備に関する業務を除く。第七十五条の二の二第一項において同じ。）で内閣府令で定めるものを行わなければならない。

3 前項の交通安全教育は、第百八条の二十八第一項の交通安全教育指針に従って行わなければならない。

4 自動車の使用者は、安全運転管理者の業務を補助させるため、内閣府令で定める台数以上の自動車を使用する本拠ごとに、年齢、自動車の運転の経験その他について内閣府令で定める要件を備える者のうちから、内閣府令で定めるところにより、副安全運転管理者を選任しなければならない。

5 自動車の使用者は、安全運転管理者又は副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）を選任したときは、選任した日から十五日以内に、内閣府令で定める事項を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

6 公安委員会は、安全運転管理者等が第一項若しくは第四項の内閣府令で定める要件を備えないこととなつたとき、又は安全運転管理者が第二項の規定を遵守していないため自動車の安全な運転が確保されていないと認めるときは、自動車の使用者に対し、当該安全運転管理者等の解任を命ずることができる。

7 自動車の使用者は、安全運転管理者に対し、第二項の業務を行うため必要な権限を与えなければならない。

8 自動車の使用者は、公安委員会からその選任に係る安全運転管理者等について第百八条の二第一項第一号に掲げる講習を行う旨の通知を受けたときは、当該安全運転管理者等に当該講習を受けさせなければならない。

2 道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号）

（安全運転管理者等の選任を必要とする自動車の台数）

第九条の八 法第七十四条の三第一項の内閣府令で定める台数は、乗車定員が十一人以上の自動車にあつては一台、その他の自動車にあつては五台とする。

2 法第七十四条の三第四項の内閣府令で定める台数は、二十台とする。

3 前二項及び第九条の十一の台数を計算する場合においては、大型自動二輪車一台又は普通自動二輪車一台は、それぞれ〇・五台として計算するものとする。

(安全運転管理者の業務)

第九条の十 法第七十四条の三第二項の内閣府令で定める業務は、次に掲げるとおりとする。

- 一 自動車の運転に関する運転者の適性、技能及び知識並びに法及び法に基づく命令の規定並びに法の規定に基づく処分の運転者による遵守の状況を把握するための措置を講ずること。
- 二 法第二十二條の二第一項に規定する最高速度違反行為、法第五十八條の三第一項に規定する過積載をして自動車を運転する行為、法第六十六條の二第一項に規定する過労運転及び法第七十五條第一項第七号に掲げる行為の防止その他安全な運転の確保に留意して、自動車の運行計画を作成すること。
- 三 運転者が長距離の運転又は夜間の運転に従事する場合であつて、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ、交替するための運転者を配置すること。
- 四 異常な気象、天災その他の理由により、安全な運転の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、運転者に対する必要な指示その他安全な運転の確保を図るための措置を講ずること。
- 五 運転しようとする運転者に対して点呼を行う等により、道路運送車両法第四十七條の二第二項の規定により当該運転者が行わなければならないこととされている自動車の点検の実施及び飲酒、過労、病気その他の理由により正常な運転をすることができないおそれの有無を確認し、安全な運転を確保するために必要な指示を与えること。
- 六 運転者名、運転の開始及び終了の日時、運転した距離その他自動車の運転の状況を把握するため必要な事項を記録する日誌を備え付け、運転を終了した運転者に記録させること。
- 七 運転者に対し、自動車の運転に関する技能、知識その他安全な運転を確保するため必要な事項について指導を行うこと（法第七十四条の三第二項に規定する交通安全教育を行うことを除く。）。

(副安全運転管理者の人数)

第九条の十一 法第七十四条の三第四項の規定による選任は、次の表の上欄に掲げる自動車の台数に応じ、同表の下欄に掲げる人数以上の副安全運転管理者を選任して行うものとする。

自動車の台数	人数
二十台以上四十台未満	一人
四十台以上	一人に四十台以上二十台までを超えるごとに一人を加算して得た人数

3 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）

(定期点検整備)

第四十八条 自動車（小型特殊自動車を除く。以下この項、次条第一項及び第五十四条第四項において同じ。）の使用者は、次の各号に掲げる自動車について、それぞれ当該各号に掲げる期間ごとに、点検の時期及び自動車の種別、用途等に応じ国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。

- 一 自動車運送事業の用に供する自動車及び車両総重量八トン以上の自家用自動車その他の国土交通省令で定める自家用自動車 三月
- 二 道路運送法第七十八条第二号に規定する自家用有償旅客運送の用に供する自家用自動車（国土交通省令で定めるものを除く。）、同法第八十条第一項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他の国土交通省令で定める自家用自動車（前号に掲げる自家用自動車を除く。） 六月
- 三 前二号に掲げる自動車以外の自動車 一年

2 〔略〕

(継続検査)

第六十二条 登録自動車又は車両番号の指定を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車の使用者は、自動車検査証の有効期間の満了後も当該自動車を使用しようとするときは、当該自動車を提示して、国土交通大臣の行なう継続検査を受けなければならない。この場合において、当該自動車の使用者は、当該自動車検査証を国土交通大臣に提出しなければならない。

2 国土交通大臣は、継続検査の結果、当該自動車が保安基準に適合すると認めるときは、当該自動車検査証に有効期間を記入して、これを当該自動車の使用者に返付し、当該自動車が保安基準に適合しないと認めるときは、当該自動車検査証を当該自動車の使用者に返付しないものとする。

3～5 〔略〕

4 公用車運行管理規程（昭和44年岩手県訓令第22号）

第1章 総則

(趣旨)

第1条 公用車の運行管理その他必要な事項については、別に定めがあるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公用車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車で県が所有し、又は借り上げて運行の用に供するものをいう。
- (2) 保有機関 岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）第2章及び第3章に規定する本庁の室及び課、広域振興局の部並びに広域振興局以外の出先機関で公用車の管理を分掌するものをいう。
- (3) 運転者 自動車運転手である職員及び自動車運転手以外の職員で公用車の運転に従事するものをいう。

第2章 運行管理の機関

(運行管理者)

第3条 保有機関の長（以下「運行管理者」という。）は、公用車を安全かつ適切に運行するための必要な措置（以下「運行管理」という。）を講ずる責めに任ずる。

(運行管理事務主任)

第4条 保有機関に運行管理事務主任を置く。

- 2 運行管理事務主任は、運行管理者があらかじめ指定する職員とする。
- 3 運行管理事務主任は、運行管理者の命を受けて運行管理に関する事務を処理する。

(公用車取扱責任者)

第5条 保有機関に公用車取扱責任者を置く。

- 2 公用車取扱責任者は、公用車1台ごとに運行管理者が職員のうちから指名する。
- 3 公用車取扱責任者は、運行管理者の命を受けて公用車の整備及び保管に関する事務を処理する。

(安全運転管理者等)

第6条 道路交通法（昭和35年法律第105号）第74条の3第1項の規定に該当する保有機関の長は同項に規定する安全運転管理者を、同条第4項の規定に該当する保有機関の長は同項に規定する副安全運転管理者をそれぞれ職員のうちから選任しなければならない。

(整備管理者)

第7条 道路運送車両法第50条第1項の規定に該当する保有機関の長は、職員のうちから同項に規定する整備管理者を選任しなければならない。

第3章 運行管理

(根本基準)

第8条 公用車は、道路運送車両法その他車両の整備に関する法令の規定による整備が適正に行われている状態において、道路交通法その他道路交通の安全の確保に関する法令（以下「道路交通法等」という。）の規定に従い、公務を適正かつ効率的に遂行するために運行されなければならない。

第9条 運行管理者は、道路運送車両法第40条から第42条まで及び第44条に規定する保安上又は公害防止上の技術基準に適合しない公用車を運行の用に供してはならない。

(公用車以外の自動車等の公務上使用の禁止)

第10条 公用車以外の自動車又は原動機付自転車は、公務遂行のため運行の用に供してはならない。ただし、緊急やむを得ない場合その他の特別の事情があるときは、この限りでない。

(点検及び整備)

第11条 運行管理者は、公用車（原動機付自転車を除く。）について、公用車取扱責任者又は運転者に道路運送車両法第47条の2第1項の規定による点検（同条第2項の自動車に該当する公用車にあっては、同項の規定による点検をさせ、及び同条第3項の規定による必要な整備をしなければならない。

第12条 運行管理者は、公用車について、道路運送車両法第48条第1項の規定による点検をし、及び同条第2項において準用する同法第47条の2第3項の規定による必要な整備をしなければならない。

第13条 運行管理者は、原動機付自転車についても、原動機付自転車以外の公用車の例に準じて、点検及び整備をしなければならない。

(使用)

第14条 公用車を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、公用車使用承認（運転命令）請求票（様式第1号）により（電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって知事が定めるものをいう。次項において同じ。）を使用する場合にあっては、別に定める方法により）、あらかじめ運行管理者の承認を得なければならない。ただし、天災その他やむを得ない事情により、あらかじめ承認を得ることができないときは、事後速やかに承認を得なければならない。

2 運行管理者は、公用車の使用を承認したときは、公用車運転命令票（様式第2号）により（電磁的方法を使用する場合にあっては、別に定める方法により）、運転者に運転命令をしなければならない。この場合において、運転の技能又は経験の程度、運行用務と職務との関連その他の事情を勘案して運転をさせることが適当でない認められる職員に対しては、運転命令をしてはな

らない。

3 運行管理者は、その所管に係る公用車の台数が少ない等の事情により前2項の規定によることが事務の処理上適当でないとき、公用車運行管理記録簿（様式第3号）に所要事項を記入し、使用者及び運転者に明示することにより、公用車の使用を承認し、及び運転命令をすることができる。

4 前3項の規定は、公用車の使用の承認及び運転命令の変更の場合に準用する。

（交通事故等の措置）

第15条 運転者（運転者が報告できないときは、使用者又は同乗者）は、公用車の運行により道路交通法第72条第1項に規定する交通事故が発生したときは、同条に規定する必要な措置を講ずるとともに、直ちに運行管理者に報告しなければならない。道路交通法等の規定に違反した疑いにより警察官の取調べを受けたときも、同様とする。

2 運行管理者は、前項の報告を受けたときは、直ちにその事実を調査し、公用車事故報告書（様式第4号）により総務部人事課給与人事担当課長に報告しなければならない。

（運行後の措置）

第16条 運転者は、公用車の運行を終えたときは、直ちにその旨を運行管理者に報告するとともに、当該公用車は清掃及び保管上必要な点検をした後公用車取扱責任者に、当該公用車の鍵は運行管理事務主任に引き継がなければならない。

（鍵の保管）

第17条 公用車の鍵は、運行管理事務主任が保管するものとする。

（記録）

第18条 運行管理者は、公用車1台ごとに公用車運行管理記録簿を備え付けて運行管理の状況を記録しておかなければならない。

（研修）

第19条 運行管理者は、運行管理の円滑かつ適切な実施を図るため、運行管理事務主任、公用車取扱責任者、安全運転管理者、副安全運転管理者、整備管理者及び運転者に対してその業務遂行上必要な知識及び技能に関する研修を行うものとする。

第4章 運行管理者等の義務

（運行管理者の義務）

第20条 運行管理者は、公用車の整備及び運転者の健康状態に常に留意するとともに、運転を命ずるにあたっては、これらの状態が運行に適するかどうかを確認し、運転者が道路交通法等を順守するよう指示する等運行の安全の確保のために必要な措置をとらなければならない。

（安全運転管理者等の義務）

第21条 安全運転管理者、副安全運転管理者及び整備管理者は、法令の規定によりその権限に属させられた事務を適切に処理するとともに、その専門的な知識経験に基づき運行管理者に対して運行管理に必要な助言をしなければならない。

（公用車取扱責任者の義務）

第22条 公用車取扱責任者は、公用車について必要な点検及び整備を行い、常に良好な状態で使用できるようにしておかなければならない。

（運転者の義務）

第23条 運転者は、常に健康の保持に留意し、摂生を重んずるとともに、公用車の運行にあたっては、運行管理者の運転命令及び道路交通法等の規定に従い、安全の確保及び公務の効率的な遂行に努めなければならない。

第5章 損害賠償等

(損害賠償)

第24条 公用車の運行によって発生した交通事故について、県がその損害を賠償すべき責任がある場合は、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第71条の規定により政府が行う自動車損害賠償保障事業の補償を基準として適正な賠償をするものとする。

2 前項の賠償事務の取扱いについては、別に定める。

(求償)

第25条 前条第1項の規定により県がその損害を賠償した場合において、当該交通事故が運行管理者その他の関係者の故意又は重大な過失によって発生したものであるときは、県が賠償した金額の全部又は一部を求償する。

2 前項の求償事務の取扱いについては、別に定める。

第6章 補則

(補則)

第26条 この訓令の実施に関し必要な事項は、別に定める。

6 住民監査請求に基づく監査の結果

No.	請求人及び 請求月日	請求の概要	監査結果等	監査結果等の概要
1	省略 30.7.6	<p>県北広域振興局長は、二級河川雪谷川筋小軽米地区ほか河道掘削工事(以下「本件工事」という。)により発生した残土の処理に関し、公売等の手続を踏まず、個人が所有する農地(以下「本件農地」という。)に無償で残土を運搬提供して農地改良造成工事を行い、当該費用を本件工事費の一部として違法又は不当に支出した。</p> <p>また、本件工事の施工業者は、本件農地の所有者の代理として軽米町農業委員会に農地等の現状変更届書を提出したが、この提出に係る費用についても本件工事費の一部として違法又は不当に支出した。</p> <p>以上のことから、県北広域振興局長に対し、本件工事により違法又は不当に支出した本件農地の改良造成工事に係る費用を算定し、本件農地の所有者に対し当該費用相当額を請求するよう勧告することを求める。</p>	<p>棄却 (30.8.31)</p>	<p>【監査結果の内容】</p> <p>建設発生土(残土)を売却することを定めた規程等はなく、売却の手続を行わなかったことについて、適正を欠くものとはいえない。また、建設発生土の処分に係る工事費は、農地改良造成を目的としたものではないことは明らかであり、違法又は不当な支出とは認められない。</p> <p>また、軽米町農業委員会への農地等の現状変更届書の提出に係る費用について、個別に本件工事費の中に積算され、支出されていないと認められることから、請求人の主張には理由がない。</p> <p>以上のことから、本件工事により発生した建設発生土の処分に係る工事費については、違法又は不当な支出とは認められず、請求人の主張には理由がない。</p> <p>「公表文」 平成30年9月7日 岩手県監査委員告示第39号</p>

7 決算審査

(1) 平成29年度岩手県歳入歳出決算審査意見書の概要

ア 歳入歳出決算の概況

区 分	一般会計				特別会計				
	平成29年度	平成28年度	対前年度増減		平成29年度	平成28年度	対前年度増減		
			金額	率			金額	率	
歳入決算額 (a)	円 1,091,838,973,060	円 1,145,229,051,150	円 △ 53,390,078,090	% △ 4.7	円 203,368,398,334	円 221,940,011,630	円 △ 18,571,613,296	% △ 8.4	
歳出決算額 (b)	1,006,020,750,731	1,028,757,571,453	△ 22,736,820,722	△ 2.2	199,787,821,835	217,170,374,395	△ 17,382,552,560	△ 8.0	
歳入歳出差引額 (a) - (b) (c)	85,818,222,329	116,471,479,697	△ 30,653,257,368	△ 26.3	3,580,576,499	4,769,637,235	△ 1,189,060,736	△ 24.9	
翌年度へ繰り越すべき財源	継続費通次繰越額								
	繰越明許費繰越額	46,923,073,658	81,863,105,813	△ 34,940,032,155	△ 42.7	490,654,000	1,125,897,000	△ 635,243,000	△ 56.4
	事故繰越し繰越額	14,579,852,898	12,775,934,346	1,803,918,552	14.1		233,311,000	△ 233,311,000	皆増
合計 (d)	61,502,926,556	94,639,040,159	△ 33,136,113,603	△ 35.0	490,654,000	1,359,208,000	△ 868,554,000	△ 63.9	
実質収支額 (c) - (d)	24,315,295,773	21,832,439,538	2,482,856,235	11.4	3,089,922,499	3,410,429,235	△ 320,506,736	△ 9.4	

(参考) 主な財政指標の推移

	29年度	28年度	前年度増減
経常収支比率	% 97.6	% 96.9	ポイント 0.7
実質公債費比率	18.2	19.5	△ 1.3
年度末県債現在高 (普通会計)	百万円 1,368,750	百万円 1,400,544	金額
			率 % △ 31,794 △ 2.3

イ 意見書の内容

審査の方法	平成29年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算の審査に当たっては、知事から提出された決算関係書類について決算の計数は正確か、各会計の予算の執行はそれぞれ予算議決の趣旨に沿い、かつ、関係法令等に基づき適正に処理されているか、財産の取得、管理及び処分は適正に行われているかなどを主眼とし、決算の調製に必要な証書類を照合精査するとともに、既に実施した監査及び現金出納検査の結果も踏まえて厳正に実施した。
審査の結果	平成29年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算額は、関係諸帳簿、証書類及び指定金融機関の歳入歳出計算書と合致しており、その計数は正確であると認められた。 また、予算の執行、財産の管理など財務に関する事務については、一部に留意改善を要するものがあったものの、おおむね適正に処理されているものと認められた。
審査意見	<p>1 歳入歳出決算の状況</p> <p>平成29年度一般会計歳入歳出決算は、歳入が1兆918億3,897万3,060円で前年度に比べて533億円余(4.7%)の減少、歳出も1兆60億2,075万731円で前年度に比べて227億円余(2.2%)の減少となった。歳入歳出差引額は858億1,822万2,329円であり、事業の繰越しに伴って翌年度に繰り越すべき財源615億292万6,556円を差し引いた実質収支額は243億1,529万5,773円の黒字となった。</p> <p>平成29年度の実質収支額と前年度実質収支額との差額である単年度収支額は、24億8,285万6,235円の黒字となり、これに財政調整基金の取崩額などを加味して算定した実質単年度収支額も5億907万6,004円の黒字となった。</p> <p>また、母子父子寡婦福祉資金特別会計ほか9特別会計の歳入歳出決算は、歳入が2,033億6,839万8,334円で前年度に比べて185億円余(8.4%)の減少、歳出も1,997億8,782万1,835円と前年度に比べて173億円余(8.0%)の減少となった。歳入歳出差引額は35億8,057万6,499円であり、翌年度に繰り越すべき財源4億9,065万4,000円を差し引いた実質収支額は30億8,992万2,499円の黒字となった。</p>
	<p>2 財政運営の状況</p> <p>平成29年度の一般会計における財政運営は、歳入においては、寄附金の増、消費税(国税)の収入の増加による地方消費税清算金の増などがあったものの、東日本大震災復興交付金基金及び岩手県国民体育大会・全国障害者スポーツ大会運営基金等の繰入金、震災復興特別交付税による地方交付税の減などにより、歳入総額は前年度を下回った。</p> <p>歳出においては、地域連携道路整備事業費及び港湾高潮対策事業費に係る土木費の増加などがあったものの、東日本大震災復興交付金基金積立金及び第71回国民体育大会・第16回全国障害者スポーツ大会開催準備費等に係る総務費、漁港災害復旧事業費及び河川等災害復旧事業費等に係る災害復旧費、事業復興型雇用創出事業費補助及び緊急雇用創出事業臨時特例基金積立金等に係る労働費の減などにより、歳出総額も前年度を下回った。</p> <p>また、災害復旧関連事業等の翌年度への繰越額は減少したが、災害復旧費などの不用額は増加した。</p> <p>次に、平成29年度の普通会計決算を主な指標で見ると、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は97.6%と対前年度比で0.7ポイント増加した。</p> <p>また、一般財源の規模に占める公債費の割合を示す実質公債費比率は、18.2%と対前年度比で1.3ポイント減少したが、地方財政法上、地方債の発行に当たり国の許可が必要となる基準(18%)を超える状況が続いている。</p> <p>なお、平成29年度末の普通会計における県債残高は1兆3,687億円余と前年度末に比べ317億円余減少した。</p>
	<p>3 総括的意見</p> <p>県では、平成29年度予算を「未来につなげる復興ふるさと振興予算」と位置づけ、東日本大震災津波からの復旧・復興に向けた事業を最優先に取り組んできたところである。</p> <p>岩手県東日本大震災津波復興計画の平成29年度までの取組について、本格復興への歩みが着実に進み中で、県が発表した「いわて復興レポート2018」によると、県民の復興に対する実感については、県全域では依然として「遅れている」という回答が多いものの「進んでいる」という回答との差は縮小しており、また、沿岸部では「進んでいる」という回答が「遅れている」という回答を上回った。</p> <p>しかしながら、いまだに応急仮設住宅などでの不自由な生活を余儀なくされている方々や、平成28年8月の台風第10号で被害に遭われた方々の暮らしの再建やなりわいの再生など、復旧・復興に全力で取り組む必要がある。このことから、被災者一人ひとりに寄り添い、県民が実感できる本格復興を強力に推進するとともに、いわて県民計画や岩手県ふるさと総合戦略に盛り込まれた本県が直面する喫緊の課題の克服に向けた施策の展開、人材の確保など体制面の強化と財源の確保に一層努められたい。</p> <p>一方、県財政は、歳入面においては、景気の緩やかな回復傾向のもと、復興需要などによる個人所得の増などに伴う県民税の持ち直し、歳出面においては、公債費負担適正化計画の着実な実行に伴う公債費の減少などがあった。しかし、依然として高い水準で推移する県債の償還や社会保障関係経費の増加などによって財政構造が硬直化しており、加えて財源対策基金残高が減少するなど、引き続き厳しい財政運営を強いられることが予想される。</p> <p>今後は、東日本大震災津波からの一日も早い復興はもとより、新たな重要課題に迅速かつ的確に対応するため、限られた財源を重点的かつ効率的に活用するとともに、経済性、有効性の観点にも十分留意のうえ、適時適切な行財政運営等に努められたい。また、中長期的には、環境の変化も踏まえた公債費負担適正化計画の着実な実施により、県債残高の縮減や実質公債費比率の改善を図るなど、健全かつ計画的な財政運営のもとに「希望郷いわて」実現のための施策が積極的に展開されるよう強く望むものである。</p>
<p>4 個別的意见</p> <p>(1) 留意改善を要する事項について</p> <p>平成29年度決算の監査結果では、指摘事項は45件となり、前年度と比較して13件減少した。</p> <p>指摘事項の内容を見ると、諸手当の算定及び赴任旅費の支出金額の誤りなどの支出事務の不適當なものが22件、調定事務や還付手続きの遅れなどの収入事務の不適當なものが12件と、依然として組織によるチェックや進捗管理の実施により適正執行が可能となる定例的、定型的な会計事務の指摘事項が多いことから、これらの発生原因や再発防止策を共有し、同様の指摘事項の再発防止に努めるなど、全庁的な取組の強化が求められる。</p> <p>(2) 内部管理体制について</p> <p>指摘事項の中には、複数の職員で確認すれば防止できる単純ミスや法令等諸規程の適用根拠が不明確など財務事務に対する認識が不足しているものが見受けられたほか、前年度の監査の結果、指摘事項等であったにもかかわらず改善されていないものや指摘事項が多数に及んでいるものが認められた。</p> <p>このことから、財務事務の制度所管部署と本庁各局等及び各広域振興局等が連携し、全庁的なチェック体制の強化に引き続き取り組むとともに、職員の意識改革を図るよう強く求めるところであり、この対応を実施することが、効果的な内部統制体制の整備による自立的なチェック機能の強化につながっていくものと期待される。</p> <p>県においては、補助金事務や委託契約の適正な事務処理を確保するため、従来からの内部考査の実施等の対策や、昨年度の各広域振興局への審査指導監の配置に加え、今年度は内部統制体制の構築に向けた総務部総務室への行政経営課長の配置により、さらに相互牽制機能を高めようとしているところであり、これらの取組を通じてより一層内部管理体制の確立に努められたい。</p> <p>(3) 収入未済等について</p> <p>平成29年度一般会計における収入未済額は、246億485万円余で前年度に比べて3億7,633万円余(1.6%)増加したものの、県境不法投棄現場環境再生求償金224億5,924万円余を除いた額は21億4,561万円余となり、前年度に比べて1億4,831万円余(6.5%)減少している。</p> <p>また、特別会計における収入未済額は、21億3,234万円余で前年度に比べて6,161万円余(2.8%)減少している。</p> <p>収入未済額の縮減については、一部に取組の成果が認められるものの、債権の種類や担当部署によって取組に強弱も見受けられ、収入未済額は今なお多額な状況にあることから、負担の公平性・公正性を堅持する観点からは、新たな収入未済の発生防止と既存の収入未済の解消を柱として、職員等に督促等の実施方法について浸透を図るなど、収入未済額の縮減を図るための全庁的な取組が必要である。</p> <p>さらには、既存の債権管理マニュアル等をその運用実態や有効性を定期的に検証しつつ見直すことにより、担当部署としてなすべき具体的な対応を明示し、より実態に即した対策を速やかに講ずることが重要である。併せて、債務者の財産状況等の定期的な把握を徹底し、事案によっては債権保全策の強化や従事する職員の重点的な配置など組織的な取組の強化に努められたい。</p> <p>なお、未収債権については、徴収及び管理コストを勘案するとともに、資産としての価値の適正評価に基づいて効率的かつ確実な回収を検討する必要がある。</p> <p>(4) 職員の資質向上について</p> <p>指摘事項が生じる背景としては、内部管理体制上での問題のほか、全体の事務量が増加する中、一部に財務関係法規等について十分な理解がないままに事務を進めているなどの現状がある。</p> <p>このことから相談機能等を強化するほか、これまでにも経理事務や補助金委託事務に関するマニュアル等の整備による事務の標準化、会計事務ハンドブックの整備、職員育成ビジョンに基づく研修、会計事務の適正化のための研修などが実施されているところであるが、先行事例や不適切事例に係る再発防止策等について全庁で共有し、この取組を継続していくことが重要と考える。</p> <p>事務事業の円滑な執行を図り、県民の負託に的確に応える事務品質を確保するため、専門的知識と経験を有する職員を活用し、実務を通じた指導や助言、知識や経験の承継ができる職場環境を整備するとともに、会計事務に係る研修の充実や指導・助言体制の強化などにより、職員の目的意識や意欲を高め、計画的な人材育成と職員全体の一層の資質向上に努められたい。</p>	

(2) 平成29年度岩手県立病院等事業会計決算審査意見書の概要

ア 財政状態及び経営成績

比較損益計算書

科 目	平成27年度		平成28年度		平成29年度		対前年度増減	
	金 額	金 額	金 額	金 額	金 額	金 額	率	
	円		円		円		円 %	
1 医業収益	87,902,370,661	87,898,766,490	88,512,561,561	613,795,071	0.7			
(1) 入院収益	55,220,150,971	55,576,993,969	55,588,424,731	11,430,762	0.0			
(2) 外来収益	26,830,202,406	26,359,843,770	26,765,315,429	405,471,659	1.5			
(3) その他医業収益	5,852,017,284	5,961,928,751	6,158,821,401	196,892,650	3.3			
2 医業費用	95,069,072,044	97,020,377,863	98,287,631,412	1,267,253,549	1.3			
(1) 給与費	54,266,140,012	55,657,744,879	55,949,549,333	291,804,454	0.5			
(2) 材料費	23,506,258,072	23,149,993,859	23,016,757,570	△ 133,236,289	△ 0.6			
(3) 経費	12,809,094,486	13,016,504,066	13,549,841,643	533,337,577	4.1			
(4) 交際費	114,519	123,074	69,926	△ 53,148	△ 43.2			
(5) 減価償却費	3,915,599,027	4,571,396,071	5,203,935,511	632,539,440	13.8			
(6) 資産減耗費	154,853,221	200,594,937	135,962,820	△ 64,632,117	△ 32.2			
(7) 研究研修費	417,012,707	424,020,977	431,514,609	7,493,632	1.8			
(医業損失)	7,166,701,383	9,121,611,373	9,775,069,851	653,458,478	7.2			
3 医業外収益	12,806,539,657	14,825,038,151	15,483,293,643	658,255,492	4.4			
(1) 受取利息及び配当金	18,046,537	8,418,149	10,797,459	2,379,310	28.3			
(2) 補助金	798,841,960	786,535,000	498,483,926	△ 288,051,074	△ 36.6			
(3) 負担金交付金	10,878,245,000	12,104,375,000	12,307,921,000	203,546,000	1.7			
(4) 患者外給食収益	5,639,647	4,590,084	4,292,167	△ 297,917	△ 6.5			
(5) 長期前受金戻入	588,940,576	1,366,579,301	1,971,984,685	605,405,384	44.3			
(6) その他医業外収益	516,825,937	554,540,617	689,814,406	135,273,789	24.4			
4 医業外費用	6,354,414,656	5,881,588,022	5,627,394,811	△ 254,193,211	△ 4.3			
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	2,267,970,860	2,076,897,860	1,896,199,136	△ 180,698,724	△ 8.7			
(2) 繰延勘定償却	415,281,220	291,997,965	181,174,600	△ 110,823,365	△ 38.0			
(3) 患者外給食材料費	2,633,500	1,767,650	1,347,986	△ 419,664	△ 23.7			
(4) 雑損失	3,668,529,076	3,510,924,547	3,548,673,089	37,748,542	1.1			
(医業外利益)	6,452,125,001	8,943,450,129	9,855,898,832	912,448,703	10.2			
経常損益	△ 714,576,382	△ 178,161,244	80,828,981	258,990,225	75.1			
5 特別利益	0	372,169,994	0	△ 372,169,994	皆減			
(1) その他特別利益	0	372,169,994	0	△ 372,169,994	皆減			
6 特別損失	659,816,030	1,028,636,002	575,610,185	△ 453,025,817	△ 44.0			
(1) 減損損失	223,153,586	0	0	0	0.0			
(2) その他特別損失	436,662,444	1,028,636,002	575,610,185	△ 453,025,817	△ 44.0			
(事業収益合計)	100,708,910,318	103,095,974,635	103,995,855,204	899,880,569	0.9			
(事業費用合計)	102,083,302,730	103,930,601,887	104,490,636,408	560,034,521	0.5			
(差引純利益)	△ 1,374,392,412	△ 834,627,252	△ 494,781,204	339,846,048	39.3			
前年度繰越欠損金	43,770,388,410	45,144,780,822	45,979,408,074	834,627,252	1.8			
当年度未処理欠損金	45,144,780,822	45,979,408,074	46,474,189,278	494,781,204	1.1			

(参考) 利用患者数及び病床利用率

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	対前年度増減	
入院患者数 (a)	1,269,916	1,263,986	1,226,812	△ 37,174	△ 2.9
外来患者数 (b)	1,967,743	1,919,999	1,900,687	△ 19,312	△ 1.0
年間延患者数 (a)+(b)	3,237,659	3,183,985	3,127,499	△ 56,486	△ 1.8
病床利用率	72.7	72.3	71.9	-	△ 0.4

※ 病床利用率 = (年間延入院患者数 ÷ 年間延病床数) × 100

比較貸借対照表

科 目	平成27年度		平成28年度		平成29年度		対前年度増減	
	金 額	金 額	金 額	金 額	金 額	金 額	率	
	円		円		円		円 %	
1 固定資産	196,850,515,029	199,237,857,297	204,985,092,512	5,747,235,215	2.9			
(1) 土地	17,878,145,877	18,000,254,389	18,406,100,046	405,845,657	2.3			
(2) 建物	132,467,298,811	132,296,403,739	134,827,010,364	2,530,606,625	1.9			
(3) 医療器械	35,066,372,001	35,534,540,767	35,808,194,255	273,653,488	0.8			
(4) 備品	2,420,972,198	2,645,230,588	2,940,789,396	295,558,808	11.2			
(5) 車両	129,479,715	144,635,619	136,381,238	△ 8,254,381	△ 5.7			
(6) 放射性同位元素	940,050	0	0	0	0.0			
(7) リース資産	0	118,157,909	88,618,781	△ 29,539,128	△ 25.0			
(8) その他有形固定資産	2,216,401,297	2,237,471,985	2,219,655,501	△ 17,816,484	△ 0.8			
(9) 建設仮勘定	251,493,692	983,489,765	2,145,100,904	1,161,611,139	118.1			
(10) 電話加入権	42,253,843	42,253,843	42,253,843	0	0.0			
(11) ソフトウェア	1,240,656,248	1,690,103,028	2,099,825,343	409,722,315	24.2			
(12) 長期貸付金	2,636,300,000	2,872,700,000	3,140,300,000	267,600,000	9.3			
返還免除引当金	△ 346,650,000	△ 371,650,000	△ 405,954,800	△ 34,304,800	△ 7.2			
(13) 長期前払消費税	1,876,378,497	2,073,792,865	2,566,344,841	492,551,976	23.8			
(14) 医師養成負担金	970,472,800	970,472,800	970,472,800	0	0.0			
2 流動資産	26,535,100,122	22,519,737,859	20,481,383,622	△ 2,038,354,237	△ 9.1			
(1) 現金及び預金	6,019,944,632	5,743,486,395	3,877,297,911	△ 1,866,188,484	△ 32.5			
(2) 過年度医業未収金	557,562,031	547,084,959	519,451,676	△ 27,633,283	△ 5.1			
(3) 年度内医業未収金	14,255,046,514	14,190,620,580	14,064,856,525	△ 125,764,055	△ 0.9			
(4) 医業外未収金	729,765,986	791,071,364	474,010,693	△ 317,060,671	△ 40.1			
(5) その他未収金	3,754,152,987	519,355,150	1,033,237,987	513,882,837	98.9			
貸倒引当金	△ 38,675,717	△ 35,457,359	△ 32,904,151	2,553,208	8.3			
(6) 薬品	392,417,210	380,849,086	444,828,109	63,979,023	16.8			
(7) 燃料	33,685,797	41,529,991	48,967,281	7,437,290	17.9			
(8) 前払金	831,200,682	341,197,693	51,637,591	△ 289,560,102	△ 84.9			
3 繰延勘定	552,688,719	260,690,754	79,516,154	△ 181,174,600	△ 69.5			
(1) 開発費	552,688,719	260,690,754	79,516,154	△ 181,174,600	△ 69.5			
資 産 合 計	223,938,303,870	222,018,285,910	225,545,992,288	3,527,706,378	1.6			
4 固定負債	136,702,171,356	130,153,194,868	124,761,614,696	△ 5,391,580,172	△ 4.1			
(1) 建設改良費等の財源に充てるための企業債	102,951,715,527	96,553,814,966	91,006,061,235	△ 5,547,753,731	△ 5.7			
(2) その他の企業債	423,900,000	909,600,000	803,300,000	△ 106,300,000	△ 11.7			
(3) その他の長期借入金	8,000,000,000	7,000,000,000	7,000,000,000	0	0.0			
(4) リース債務	0	97,480,656	65,589,122	△ 31,891,534	△ 32.7			
(5) 退職給付引当金	25,326,555,829	25,592,299,246	25,886,664,339	294,365,093	1.2			
5 流動負債	24,402,878,965	23,586,610,934	25,691,406,095	2,104,795,161	8.9			
(1) 建設改良費等の財源に充てるための企業債	12,125,220,762	12,523,049,802	13,356,753,731	833,703,929	6.7			
(2) その他の企業債	237,700,000	106,300,000	106,300,000	0	0.0			
(3) その他の長期借入金	1,000,000,000	1,000,000,000	1,000,000,000	0	0.0			
(4) リース債務	0	31,304,291	31,891,534	587,243	1.9			
(5) 医業未払金	3,926,997,735	3,816,541,881	3,870,223,033	53,681,152	1.4			
(6) 医業外未払金	22,539,300	32,044,319	28,436,730	△ 3,607,589	△ 11.3			
(7) その他未払金	4,201,957,831	3,104,717,237	4,242,137,866	1,137,420,629	36.6			
(8) 賞与引当金	2,096,509,793	2,206,459,275	2,262,335,938	55,876,663	2.5			
(9) 法定福利費引当金	390,185,602	397,447,276	415,304,782	17,857,506	4.5			
(10) 預り金	401,767,942	368,746,853	378,022,481	9,275,628	2.5			
6 繰延収益	6,389,747,530	8,728,107,844	12,263,376,753	3,535,268,909	40.5			
(1) 長期前受金	6,389,747,530	8,728,107,844	12,263,376,753	3,535,268,909	40.5			
負 債 合 計	167,494,797,851	162,467,913,646	162,716,397,544	248,483,898	0.2			
7 資本金	27,330,072,902	27,331,313,902	27,336,628,902	5,315,000	0.0			
(1) 資本金	27,330,072,902	27,331,313,902	27,336,628,902	5,315,000	0.0			
8 剰余金	29,113,433,117	32,219,058,362	35,492,965,842	3,273,907,480	10.2			
(1) 資本剰余金	74,258,213,939	78,198,466,436	81,967,155,120	3,768,688,684	4.8			
(2) 当年度未処理欠損金	△ 45,144,780,822	△ 45,979,408,074	△ 46,474,189,278	△ 494,781,204	1.1			
資 本 合 計	56,443,506,019	59,550,372,264	62,829,594,744	3,279,222,480	5.5			
負 債 資 本 合 計	223,938,303,870	222,018,285,910	225,545,992,288	3,527,706,378	1.6			

イ 意見書の内容

<p>審査の方法</p>	<p>平成29年度の岩手県立病院等事業会計決算の審査に当たっては、知事から提出された決算関係書類について、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか、地方公営企業法第3条に規定する経営の基本原則に従って運営されているかを検証するため、決算の調製に必要な証書類を照合精査するとともに、定期監査及び現金出納検査の結果を踏まえて厳正に実施した。</p>
<p>審査の結果</p>	<p>審査に付された決算関係書類は、地方公営企業法等に準拠して作成され、その計数は正確であり、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しており、事業の運営も経営の基本原則に沿って行われているものと認められた。 なお、財務事務については、一部に留意改善を要するものが見受けられたが、おおむね適正に処理されているものと認められた。</p>
<p>審査意見</p>	<p>○経営の状況 平成29年度の総収支の状況は、事業収益1,039億9,585万5,204円に対し事業費用1,044億9,063万6,408円で、純損失4億9,478万1,204円となり、当年度末の累積欠損金は464億7,418万9,278円となった。 内訳について見ると、医業収益は、地域の医療機関との役割分担と連携を進めたことによる在院日数の短縮等により入院・外来患者数が減少したが、がん患者に対する化学療法治療に係る注射料の増加等により、患者一人1日当たりの収益が伸びたことから、6億1,379万円余増加した。医業外収益は、長期前受金戻入の増により6億5,825万円余増加した。 医業費用は、給与改定に伴う人件費の伸びや委託業務の拡大による委託料の増等により12億6,725万円余増加した。医業外費用は、企業債利息の減等により2億5,419万円余減少した。 この結果、本業における損益を示す経常損益では、8,082万円余の利益を計上し、経常黒字となった。 こうした状況の中、東日本大震災津波で被災した病院の再建に取り組み、大槌病院及び山田病院の開院に続き、平成30年3月に高田病院が開院し、県内全ての被災病院の再建が完了した。 また、「岩手県立病院等の経営計画《2014-2018》」に基づき、新規又は上位の施設基準の取得による収益確保、SPD（院内物流管理システム）データを活用した診療材料等在庫の適正管理、給食業務委託の導入や後発医薬品の使用拡大等による経費節減、滞納債権回収業務委託による個人医療費未収金の縮減など、経営改善に取り組んだ。 なお、県立病院では、公的医療機関としての使命を果たすため、医師の確保はもとより、二次保健医療圏を基本とした他の医療機関との機能分担・連携強化や基幹病院を中心とした紹介・逆紹介の推進等による地域医療の構築に取り組んでいる。</p> <p>○審査意見 患者一人1日当たりの収益の改善により医業収益が増加し、経常損益において3期ぶりに黒字を計上するなど、経営努力が認められる。 しかしながら、4期連続で純損失の計上を余儀なくされるなど、厳しい状況が続いていることから、今後の事業運営に当たっては、基本となる医業収益の確保に加えて、病床数の最適化、材料在庫等の適正管理、個人医療費未収金の縮減、施設・設備の効率的な整備などにより、引き続き経常利益の確保に努めるとともに、地域医療構想の推進や新たな公立病院改革ガイドラインなど経営を取り巻く環境の変化に迅速に対応し、段階的な累積欠損金の縮減という点からも経営計画に掲げる安定した経営基盤の確立に向けた取組を一層積極的に推進されたい。 なお、医師確保及び定着支援策を積極的に推進し、診療体制の充実・強化を図り、良質な医療を提供できる環境を整備するとともに、他の医療機関との連携促進など地域医療を支える体制の更なる強化を期待する。</p>

※意見書提出年月日 平成30年9月3日

(3) 平成29年度岩手県電気事業会計決算審査意見書の概要

ア 財政状態及び経営成績

比較損益計算書

科目	平成27年度		平成28年度		平成29年度		対前年度増減	
	金額	金額	金額	金額	金額	金額	率	
1 営業収益	4,697,380,416	4,738,442,010	4,823,432,378	84,990,368	1.8			
(1) 電力収益	4,629,417,250	4,686,343,940	4,768,540,126	82,196,186	1.8			
(2) 営業雑収益	67,963,166	52,098,070	54,892,252	2,794,182	5.4			
2 附帯事業収益	144,939,999	132,239,429	454,086,303	321,846,874	243.4			
(1) 電力料	144,939,819	132,239,249	454,086,123	321,846,874	243.4			
(2) 附帯事業雑収益	180	180	180	0	0.0			
3 営業費用	3,705,957,775	3,843,289,699	3,687,682,887	△155,606,812	△4.0			
(1) 電力発電費	3,027,395,535	3,277,851,379	3,000,460,753	△277,390,626	△8.5			
(2) 管理費	678,562,240	565,438,320	687,222,134	121,783,814	21.5			
4 附帯事業費用	104,197,193	111,767,900	279,778,692	168,010,792	150.3			
(1) 風力発電費	72,780,927	70,182,829	238,936,475	168,753,646	240.4			
(2) 太陽光発電費	31,416,266	41,585,071	40,842,217	△742,854	△1.8			
(営業利益)	1,032,165,447	915,623,840	1,310,057,102	394,433,262	43.1			
5 財務収益	99,642,738	109,458,671	120,464,911	11,006,240	10.1			
(1) 受取配当金	80,273,405	97,981,910	114,869,630	16,887,720	17.2			
(2) 受取利息	19,312,033	11,419,461	5,537,981	△5,881,480	△51.5			
(3) 有価証券取得差益	57,300	57,300	57,300	0	0.0			
6 事業外収益	76,168,308	76,213,844	79,086,983	2,873,139	3.8			
(1) 長期前受金戻入	50,024,095	49,651,804	65,182,686	15,530,882	31.3			
(2) 雑収益	26,144,213	26,562,040	13,904,297	△12,657,743	△47.7			
7 財務費用	87,229,697	76,164,045	64,761,543	△11,402,502	△15.0			
(1) 支払利息	87,179,497	76,063,645	64,661,143	△11,402,502	△15.0			
(2) 有価証券償却費	50,200	100,400	100,400	0	0.0			
8 事業外費用	27,998,220	2,868,133	72,308,255	69,440,122	2,421.1			
雑損失	27,998,220	2,868,133	72,308,255	69,440,122	2,421.1			
(営業外利益)	60,583,129	106,640,337	62,482,096	△44,158,241	△41.4			
経常利益	1,092,748,576	1,022,264,177	1,372,539,198	350,275,021	34.3			
9 特別利益	0	0	0	0	0.0			
10 特別損失	0	0	0	0	0.0			
(事業収益合計)	5,018,131,461	5,056,353,954	5,477,070,575	420,716,621	8.3			
(事業費用合計)	3,925,382,885	4,034,089,777	4,104,531,377	70,441,600	1.7			
(差引純利益)	1,092,748,576	1,022,264,177	1,372,539,198	350,275,021	34.3			
前年度繰越利益剰余金	0	0	0	0	0.0			
その他未処分利益剰余金変動額	70,569,926	2,404,746,417	693,518,182	△1,711,228,235	△71.2			
当年度未処分利益剰余金	1,163,318,502	3,427,010,594	2,066,057,380	△1,360,953,214	△39.7			

(参考) 供給電力量の状況

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	対前年度増減
	kWh	kWh	kWh	kWh %
水力発電(16発電所)	563,628,401	536,850,246	587,380,767	50,530,521 9.4
風力発電(2発電所)	4,272,780	4,092,470	18,847,380	14,754,910 360.5
太陽光発電(1発電所)	1,734,199	1,594,447	1,486,406	△108,041 △6.8

比較貸借対照表

科目	平成27年度		平成28年度		平成29年度		対前年度増減	
	金額	金額	金額	金額	金額	金額	率	
1 固定資産	28,419,573,372	35,041,067,258	38,016,266,761	2,975,199,503	8.5			
(1) 水力発電設備	18,987,833,196	18,507,961,259	18,615,805,959	107,844,700	0.6			
(2) 業務設備	228,727,464	223,934,204	214,861,511	△9,072,693	△4.1			
(3) 附帯事業固定資産	710,414,056	651,537,019	11,156,889,524	10,505,352,505	1,612.4			
(4) 建設仮勘定	797,923,935	8,300,803,395	1,462,498,429	△6,838,304,966	△82.4			
(5) 建設準備勘定	228,519,607	228,523,907	228,527,407	3,500	0.0			
(6) 電話加入権	6,467,283	6,467,283	6,467,283	0	0.0			
(7) 電気通信施設利用権	755,601	706,912	557,369	△149,543	△21.2			
(8) ダム使用権	887,646,415	858,781,676	829,916,937	△28,864,739	△3.4			
(9) 電気供給施設利用権	2,677,587	639,426	589,542	△49,884	△7.8			
(10) 水利権	15,466,025	13,093,320	10,720,615	△2,372,705	△18.1			
(11) 水道施設利用権	163,650	147,150	131,800	△15,350	△10.4			
(12) 地役権	6,824,783	6,623,885	6,422,987	△200,898	△3.0			
(13) 借地権	225,740	225,740	225,740	0	0.0			
(14) 長期未収金	0	11,360,866	0	△11,360,866	皆減			
貸倒引当金	0	△11,360,866	0	11,360,866	—			
(15) 投資有価証券	5,379,719,030	5,873,299,082	5,408,838,658	△464,460,424	△7.9			
(16) 出資金	20,000,000	10,000,000	0	△10,000,000	皆減			
(17) 長期貸付金	1,129,029,000	343,143,000	73,813,000	△269,330,000	△78.5			
(18) その他投資	17,180,000	15,180,000	0	△15,180,000	皆減			
2 流動資産	16,905,867,643	19,418,699,433	14,872,924,539	△4,545,774,894	△23.4			
(1) 現金預金	15,997,599,431	10,617,117,883	6,859,588,281	△3,757,529,602	△35.4			
(2) 未収金	493,622,516	1,015,679,988	755,351,562	△260,328,426	△25.6			
貸倒引当金	△11,360,866	0	△11,360,866	△11,360,866	—			
(3) 有価証券	0	7,000,000,000	7,000,000,000	0	0.0			
(4) 貯蔵品	15,562	15,562	15,562	0	0.0			
(5) 短期貸付金	425,991,000	785,886,000	269,330,000	△516,556,000	△65.7			
(6) 前払金	0	0	0	0	0.0			
資産合計	45,325,441,015	54,459,766,691	52,889,191,300	△1,570,575,391	△2.9			
3 固定負債	3,742,442,325	4,906,680,950	5,480,177,433	573,496,483	11.7			
(1) 企業債	2,186,426,433	3,325,585,657	3,775,374,069	449,788,412	13.5			
(2) リース債務	4,081,698	2,267,610	2,270,190	2,580	0.1			
(3) 引当金	1,551,934,194	1,578,827,683	1,702,533,174	123,705,491	7.8			
ア退職給付引当金	758,998,078	785,891,567	909,597,058	123,705,491	15.7			
イ修繕引当金	792,936,116	443,882,116	58,351,116	△385,531,000	△86.9			
ウ特別修繕引当金	—	349,054,000	734,585,000	385,531,000	110.5			
4 流動負債	1,279,133,054	7,300,867,580	4,344,269,518	△2,956,598,062	△40.5			
(1) 企業債	304,746,417	312,840,776	414,211,588	101,370,812	32.4			
(2) リース債務	1,814,088	1,814,088	2,621,496	807,408	44.5			
(3) 未払金	893,394,520	6,909,712,076	3,847,803,041	△3,061,909,035	△44.3			
(4) 引当金	71,200,000	66,974,579	69,463,833	2,489,254	3.7			
ア賞与引当金	58,871,000	56,988,765	58,853,944	1,865,179	3.3			
イ法定福利費引当金	12,329,000	9,985,814	10,609,889	624,075	6.2			
(5) その他流動負債	7,978,029	9,526,061	10,169,560	643,499	6.8			
5 繰延収益	1,206,268,353	1,656,616,549	1,591,433,863	△65,182,686	△3.9			
(1) 長期前受金	1,206,268,353	1,656,616,549	1,591,433,863	△65,182,686	△3.9			
負債合計	6,227,843,732	13,864,165,079	11,415,880,814	△2,448,284,265	△17.7			
6 資本剰余金	28,500,621,536	28,571,191,462	30,975,937,879	2,404,746,417	8.4			
7 剰余金	6,537,801,943	7,471,613,194	6,408,992,975	△1,062,620,219	△14.2			
(1) 資本剰余金	8,682,532	8,682,532	8,682,532	0	0.0			
(2) 利益剰余金	6,529,119,411	7,462,930,662	6,400,310,443	△1,062,620,219	△14.2			
ア減債積立金	511,348,491	723,976,362	902,267,674	178,291,312	24.6			
イ利益積立金	5,000,000	5,000,000	5,000,000	0	0.0			
ウ建設改良積立金	3,454,442,253	1,971,816,541	2,244,436,553	272,620,012	13.8			
エ中小水力発電開発改良積立金	955,221,011	855,221,011	693,055,682	△162,165,329	△19.0			
オ環境保全・グリーン社会導入促進積立金	106,518,154	146,635,154	156,222,154	9,587,000	6.5			
カ渇水準備積立金	333,271,000	333,271,000	333,271,000	0	0.0			
キ当年度未処分利益剰余金	1,163,318,502	3,427,010,594	2,066,057,380	△1,360,953,214	△39.7			
8 評価差額等	4,059,173,804	4,552,796,956	4,088,379,632	△464,417,324	△10.2			
その他有価証券評価差額	4,059,173,804	4,552,796,956	4,088,379,632	△464,417,324	△10.2			
資本合計	39,097,597,283	40,595,601,612	41,473,310,486	877,708,874	2.2			
負債資本合計	45,325,441,015	54,459,766,691	52,889,191,300	△1,570,575,391	△2.9			

イ 意見書の内容

<p>審査の方法</p>	<p>平成29年度の岩手県電気事業会計決算の審査に当たっては、知事から提出された決算関係書類について、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか、地方公営企業法第3条に規定する経営の基本原則に従って運営されているかを検証するため、決算の調製に必要な証書類を照合精査するとともに、定期監査及び現金出納検査の結果を踏まえて厳正に実施した。</p>
<p>審査の結果</p>	<p>審査に付された決算関係書類は、地方公営企業法等に準拠して作成され、その計数は正確であり、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しており、事業の運営も経営の基本原則に沿って行われているものと認められた。 なお、財務事務については、一部に留意改善を要するものが見受けられたが、おおむね適正に処理されているものと認められた。</p>
<p>審査意見</p>	<p>○経営の状況 平成29年度の総収支の状況は、事業収益54億7,707万575円に対し、事業費用41億453万1,377円で、純利益13億7,253万9,198円を確保した。 事業収益は、出水率の増加、高森高原風力発電所の運転開始などにより電力供給量が増となり、電力料収入が伸びたことなどにより、前年度に比べ4億2,071万円余増加した。 事業費用は、高森高原風力発電所の運転開始による減価償却費の皆増等により、前年度に比べ7,044万円余増加した。 この結果、純利益は前年度比3億5,027万円余増加した。 なお、過年度の太陽光発電の電力料収入1,136万円余が未収となっている。</p> <p>○審査意見 平成29年度は、高森高原風力発電所の運転開始などによる電力料収入の増加により経常利益が増加するなど、引き続き経営は良好に推移しているものと認められる。 当事業は黒字が継続しているが、一方で、施設の高経年化に伴う老朽化対策や新規開発に伴う費用の増加が見込まれることなどから、今後は中長期的な視点も重視した的確な舵取りが求められる。 このことから、今後の経営に当たっては、「岩手県企業局長期経営方針」に掲げる「運転年数100年」の実現に向け、老朽化施設の更新、改良、修繕を計画的に実施するとともに、電力の安定供給を通じて、地域経済の発展と県民福祉の向上に努められたい。 また、電力システム改革の進展などに伴う「岩手県企業局第5次中期経営計画」の取組を着実に実施し、電気事業を取り巻く環境の変化への対応に万全を期されたい。 なお、クリーンエネルギー導入支援事業等の地域貢献活動については、被災地への支援も実施するなど、その効果が認められることから、今後とも地域のニーズを的確に把握して、積極的に取り組まれたい。</p>

※意見書提出年月日 平成30年9月3日

(4) 平成29年度岩手県工業用水道事業会計決算審査意見書の概要

ア 財政状態及び経営成績

比較損益計算書

科 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	対前年度増減	
	金 額	金 額	金 額	金 額	率
	円	円	円	円	%
1 営業収益	844,820,293	835,034,857	837,747,620	2,712,763	0.3
(1) 給水収益	629,345,028	621,395,928	624,374,838	2,978,910	0.5
(2) ろ過給水収益	213,455,255	213,058,314	212,792,149	△ 266,165	△ 0.1
(3) 営業雑収益	2,020,010	580,615	580,633	18	0.0
2 営業費用	730,264,836	791,059,521	780,087,065	△ 10,972,456	△ 1.4
(1) 工業用水道業務費	627,471,913	608,896,901	596,356,490	△ 12,540,411	△ 2.1
(2) ろ過施設業務費	99,655,033	94,320,601	109,962,816	15,642,215	16.6
(3) 管理費	3,137,890	87,842,019	73,767,759	△ 14,074,260	△ 16.0
(営業利益)	114,555,457	43,975,336	57,660,555	13,685,219	31.1
3 財務収益	253,508	57,342	10,969	△ 46,373	△ 80.9
受取利息	253,508	57,342	10,969	△ 46,373	△ 80.9
4 事業外収益	87,858,225	72,687,301	70,762,883	△ 1,924,418	△ 2.6
(1) 長期前受金戻入	49,640,021	37,060,376	37,844,114	783,738	2.1
(2) 貸倒引当金戻入	850,824	0	0	0	0.0
(3) 雑収益	37,367,380	35,626,925	32,918,769	△ 2,708,156	△ 7.6
5 財務費用	62,504,111	56,395,007	51,874,749	△ 4,520,258	△ 8.0
支払利息	62,504,111	56,395,007	51,874,749	△ 4,520,258	△ 8.0
6 事業外費用	568,482	243,433	4,868,587	4,625,154	1,900.0
雑損失	568,482	243,433	4,868,587	4,625,154	1,900.0
(営業外利益)	25,039,140	16,106,203	14,030,516	△ 2,075,687	△ 12.9
経常利益	139,594,597	60,081,539	71,691,071	11,609,532	19.3
7 特別利益	7,145,934	0	0	0	0.0
8 特別損失	0	0	0	0	0.0
(事業収益合計)	940,077,960	907,779,500	908,521,472	741,972	0.1
(事業費用合計)	793,337,429	847,697,961	836,830,401	△ 10,867,560	△ 1.3
(差引純利益)	146,740,531	60,081,539	71,691,071	11,609,532	19.3
前年度繰越利益剰余金	0	0	0	0	0.0
その他未処分利益剰余金変動額	110,257,992	146,740,531	60,081,539	△ 86,658,992	△ 59.1
当年度未処分利益剰余金	256,998,523	206,822,070	131,772,610	△ 75,049,460	△ 36.3

比較貸借対照表

科 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	対前年度増減	
	金 額	金 額	金 額	金 額	率
	円	円	円	円	%
1 固定資産	8,848,122,313	8,889,850,948	8,951,489,217	61,638,269	0.7
(1) 工業用水道設備	8,471,999,263	8,591,027,544	8,900,463,842	309,436,298	3.6
ア土地	—	219,454,105	212,320,483	△ 7,133,622	△ 3.3
イ建物	—	305,163,899	289,682,301	△ 15,481,598	△ 5.1
ウ構築物	—	6,170,899,272	6,377,145,921	206,246,649	3.3
エ機械及び装置	—	1,886,702,409	2,013,918,226	127,215,817	6.7
オ車両運搬具	—	6,405,524	5,308,718	△ 1,096,806	△ 17.1
カ工具、器具及び備品	—	2,402,335	2,088,193	△ 314,142	△ 13.1
(2) 建設仮勘定	371,777,000	292,993,274	46,194,125	△ 246,799,149	△ 84.2
(3) 建設準備勘定	3,785,000	4,299,000	4,299,000	0	0.0
(4) 電話加入権	461,450	461,450	461,450	0	0.0
(5) 電気通信施設利用権	99,600	85,200	70,800	△ 14,400	△ 16.9
(6) 水道施設利用権	0	0	0	0	0.0
(7) 電気供給施設利用権	0	0	0	0	0.0
(8) 長期未収金	0	984,480	0	△ 984,480	皆減
2 流動資産	902,994,750	823,505,840	822,839,934	△ 665,906	△ 0.1
(1) 現金預金	729,497,661	746,695,426	698,154,728	△ 48,540,698	△ 6.5
(2) 未収金	173,497,089	76,810,414	124,685,206	47,874,792	62.3
資産合計	9,751,117,063	9,713,356,788	9,774,329,151	60,972,363	0.6
3 固定負債	3,983,086,121	4,037,238,668	4,087,229,863	49,991,195	1.2
(1) 企業債	3,667,380,046	3,750,644,749	3,827,498,477	76,853,728	2.0
(2) 他会計借入金	229,029,000	143,143,000	73,813,000	△ 69,330,000	△ 48.4
(3) 引当金	86,677,075	143,450,919	185,918,386	42,467,467	29.6
ア退職給付引当金	57,009,376	113,783,220	156,250,687	42,467,467	37.3
イ修繕引当金	29,667,699	29,667,699	29,667,699	0	0.0
4 流動負債	826,304,372	711,370,387	643,203,098	△ 68,167,289	△ 9.6
(1) 企業債	316,823,171	300,779,740	284,146,272	△ 16,633,468	△ 5.5
(2) 他会計借入金	198,542,000	85,886,000	69,330,000	△ 16,556,000	△ 19.3
(3) 未払金	303,951,964	315,611,738	277,473,785	△ 38,137,953	△ 12.1
(4) 引当金	6,467,000	8,751,374	12,253,041	3,501,667	40.0
ア賞与引当金	5,372,000	7,440,027	10,354,120	2,914,093	39.2
イ法定福利費引当金	1,095,000	1,311,347	1,898,921	587,574	44.8
(5) その他流動負債	520,237	341,535	0	△ 341,535	皆減
5 繰延収益	1,533,403,731	1,496,343,355	1,505,940,941	9,597,586	0.6
(1) 長期前受金	1,533,403,731	1,496,343,355	1,505,940,941	9,597,586	0.6
負債合計	6,342,794,224	6,244,952,410	6,236,373,902	△ 8,578,508	△ 0.1
6 資本金	3,104,132,397	3,214,390,389	3,361,130,920	146,740,531	4.6
7 剰余金	304,190,442	254,013,989	176,824,329	△ 77,189,660	△ 30.4
(1) 資本剰余金	47,191,919	47,191,919	45,051,719	△ 2,140,200	△ 4.5
(2) 利益剰余金	256,998,523	206,822,070	131,772,610	△ 75,049,460	△ 36.3
ア当年度未処分利益剰余金	256,998,523	206,822,070	131,772,610	△ 75,049,460	△ 36.3
資本合計	3,408,322,839	3,468,404,378	3,537,955,249	69,550,871	2.0
負債資本合計	9,751,117,063	9,713,356,788	9,774,329,151	60,972,363	0.6

(参考) 給水の状況

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	対前年度増減	
	立方メートル	立方メートル	立方メートル	立方メートル	%
年間総給水量	14,355,663	14,251,089	14,333,361	82,272	0.6
一日平均給水量	39,223	39,044	39,269	225	0.6
契約水量(日量)	39,231	39,231	39,231	0	0.0

イ 意見書の内容

<p>審査の方法</p>	<p>平成29年度の岩手県工業用水道事業会計決算の審査に当たっては、知事から提出された決算関係書類について、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか、地方公営企業法第3条に規定する経営の基本原則に従って運営されているかを検証するため、決算の調製に必要な証書類を照合精査するとともに、定期監査及び現金出納検査の結果を踏まえて厳正に実施した。</p>
<p>審査の結果</p>	<p>審査に付された決算関係書類は、地方公営企業法等に準拠して作成され、その計数は正確であり、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しており、事業の運営も経営の基本原則に沿って行われているものと認められた。 なお、財務事務については、おおむね適正に処理されているものと認められた。</p>
<p>審査意見</p>	<p>○経営の状況 平成29年度の総収支の状況は、事業収益9億852万1,472円に対し、事業費用8億3,683万401円で、純利益7,169万1,071円を確保した。 事業収益は、給水に係る営業収益において、施設の修繕工事等による給水停止時間が前年度より減ったことに伴う基本使用水量の増などにより前年度に比べ271万円余増加した。事業外収益は、ろ過施設の維持のための負担金収入の減などにより192万円余減少したものの、収益全体では前年度に比べ74万円余増加した。 事業費用は、営業費用が修繕費や人件費の減などにより前年度に比べ1,097万円余減少した。財務費用も借入利息の減により452万円余減少したことなどから、全体では前年度に比べ1,086万円余減少した。 この結果、純利益は前年度比1,160万円余増加した。</p> <p>○審査意見 平成29年度は、事業収益がわずかながら増加し、事業費用が減少したことにより、引き続き利益を確保するなど経営努力が認められる。 しかしながら、工業用水道事業を取り巻く経営環境は、施設の老朽化対策に係る修繕費の増加等により、厳しい状況が続くと見込まれることから、一層の経営の安定化に向けて、施設の更新、改良、修繕を計画的かつ効率的に実施するよう努められたい。 また、今後の経営に当たっては、ユーザー企業の活動などに支障が生じないよう、施設の適切な維持管理に努めるとともに、企業誘致担当部局との連携を図りながら、今後予定されている新たな需要に的確に対応するなど、契約水量増加の推進に着実に取り組み、引き続き良質な工業用水の安定供給を通じて、地域社会の発展に寄与することを期待する。</p>

※意見書提出年月日 平成30年9月3日

8 定額資金運用基金運用状況審査

(1) 平成29年度定額資金運用基金運用状況審査意見書の概要

ア 審査の対象
自治振興基金

区 分	平成29年度	平成28年度	比較増減
	円	円	円
基前年度末貸付現在額	7,206,000,000	7,706,000,000	△ 500,000,000
当年度の状況			
貸付額	684,200,000	484,200,000	200,000,000
償還額	512,232,901	595,568,877	△ 83,335,976
当年度末貸付現在額	4,432,653,055	4,260,685,956	171,967,099
当年度末貸付資金残額	2,773,346,945	3,445,314,044	△ 671,967,099

岩手競馬再生推進基金

区 分	平成29年度	平成28年度	比較増減
	円	円	円
基前年度末貸付現在額	27,750,000,000	27,750,000,000	
当年度の状況			
貸付額	36,207,104,158	36,249,091,360	△ 41,987,202
償還額	36,710,905,985	36,699,091,360	11,814,625
当年度末貸付現在額	22,720,743,853	23,224,545,680	△ 503,801,827
当年度末貸付資金残額	5,029,256,147	4,525,454,320	503,801,827

土地開発基金

区 分	平成29年度	平成28年度	比較増減
	円	円	円
基前年度末用地現在高	2,200,000,000	2,200,000,000	
前年度末貸付現在高		66,702,090	△ 66,702,090
当年度の状況			
用地取得額		66,702,090	△ 66,702,090
引渡額			
貸付額			
償還額			
当年度末用地現在高			
当年度末貸付現在高			
当年度末現金現在額	2,200,000,000	2,200,000,000	

用品調達基金

区 分	平成29年度	平成28年度	比較増減
	円	円	円
基金額 (a)	50,000,000	50,000,000	
用品購入額 (b)	4,283,233,882	4,295,445,015	△ 12,211,133
払出額 (c)	4,283,233,882	4,295,445,015	△ 12,211,133
年度末在庫額 (b)-(c) (d)			
払出価額 (e)	4,283,233,882	4,295,445,015	△ 12,211,133
運用益金 (e)-(c) (f)			
運用益率 (f)/(c)			
回転回数 (c)/(a)	85.7回	85.9回	△ 0.2回

美術品取得基金

区 分	平成29年度	平成28年度	比較増減
	円	円	円
基金額	500,000,000	500,000,000	
前年度末美術品現在高	242,410,700	235,383,900	7,026,800
当年度の状況			
美術品取得額	10,160,000	7,026,800	3,133,200
美術品引渡額			
当年度末美術品現在高	252,570,700	242,410,700	10,160,000
当年度末資金残額	247,429,300	257,589,300	△ 10,160,000

イ 意見書の内容

審査の方法	平成29年度定額資金運用基金の運用状況の審査に当たっては、基金条例の趣旨に沿って適正かつ効率的に運用されたか、また、計数が正確であるかについて厳正に実施した。
審査の結果及び意見	平成29年度定額資金運用基金の運用状況は、計数は正確であり、基金設置の趣旨に沿い、適正に運用されているものと認められた。

※意見書提出年月日 平成30年9月3日

9 財政健全化審査

(1) 平成29年度決算に基づく健全化判断比率審査意見書の概要

審査の方法	地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により知事から提出された平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び算定基礎書類について、法令等に照らし、健全化判断比率の算定過程に誤りはないか、算定基礎書類が適正に作成されているかなどに主眼を置き、決算書等必要な書類と照合精査して実施した。					
審査の結果	1 審査に付された各々の健全化判断比率及びその算定基礎書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。					
	健全化判断比率	平成29年度	平成28年度	増 減	早期健全化基準	財政再生基準
	実質赤字比率	— %	— %	— %	3.75%	5.00%
	連結実質赤字比率	— %	— %	— %	8.75%	15.00%
	実質公債費比率	18.2%	19.5%	△1.3%	25.0%	35.0%
	将来負担比率	224.2%	229.4%	△5.2%	400.0%	
※連結実質赤字比率の財政再生基準は、経過措置期間の終了により24年度の審査(対象23年度)から15%となっている。 2 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、前年度と同様に実質赤字額及び連結実質赤字額がなかったことから算定されなかった。実質公債費比率は18.2%となり、前年度に比べ1.3ポイント減少し、早期健全化基準の25.0%を6.8ポイント下回っている。将来負担比率は224.2%となり、前年度に比べ5.2ポイント減少し、早期健全化基準の400.0%を175.8ポイント下回っている。						

(参考1)

1 財政健全化法の概要	平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、地方公共団体は、毎年度、健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告するとともに、住民に対し公表することが義務付けられた。 各地方公共団体は、健全化判断比率により、「健全段階」「早期健全化段階」「財政再生段階」の3つの段階に区分され、早期健全化段階や財政再生段階になった場合には、それぞれのスキームに従って財政健全化を図ることとなる。
2 財政の早期健全化	健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合には、「早期健全化段階」となり、財政健全化計画を定めなければならない。 財政健全化計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、総務大臣等に報告する。また、毎年度、財政健全化計画の実施状況を議会に報告し、公表する。
3 財政の再生	健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には、「財政再生段階」となり、財政再生計画を定めなければならない。 財政再生計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに総務大臣に報告する。なお、財政再生計画は、総務大臣に協議し、その同意を求めることができ、毎年度、財政再生計画の実施状況を議会に報告し、公表する。 また、財政再生計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債の起債ができない。

(参考2)

健全化判断比率の対象範囲

一般会計等	特別会計	一般会計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	比資金不足
		母子父子寡婦福祉資金						
		中小企業振興資金						
		証紙収入整理						
		沿岸漁業改善資金						
		土地先行取得事業						
		県有林事業						
		林業・木材産業資金						
		公債管理						
		公営事業会計	公営事業会計					
	法適用企業	電気事業						
		病院事業						
	法非適用企業	流域下水道事業						
		港湾整備事業						
一部事務組合	岩手県競馬組合							
地方公社	岩手県土地開発公社							
	岩手県工業技術センター							
地方独立行政法人	岩手県立大学							
	クリーンいわて事業団							
第三セクター等	岩手県農業公社							
	岩手県信用保証協会							
	岩手県漁業信用基金協会							
	いわて産業振興センター							

(参考3)

健全化判断比率について

1 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の、標準財政規模（人口、面積等から算定する当該団体の標準的な一般財源の規模）に対する比率であり、これが生じた場合には赤字の早期解消を図る必要がある。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

○ 一般会計等の実質赤字額：一般会計及び一般会計等に係る特別会計の実質赤字額 — 千円 剰余金 24,385,356千円

一般会計等に係る特別会計：	母子父子寡婦福祉資金特別会計	実質赤字額	—	千円
	中小企業振興資金特別会計		—	千円
	証紙収入整理特別会計		—	千円
	沿岸漁業改善資金特別会計		—	千円
	土地先行取得事業特別会計		—	千円
	県有林事業特別会計		—	千円
	林業・木材産業資金特別会計		—	千円
	公債管理特別会計		—	千円

○ 標準財政規模：人口、面積等から算定する当該団体の標準的な一般財源の規模 398,811,844千円

《算定》

一般会計の剰余金 24,385,356千円⇒実質赤字額なし

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計の実質赤字額} + \text{一般会計等に係る特別会計の実質赤字額}}{\text{標準財政規模 (①+②+③)}} = \frac{\text{— 千円} + \text{— 千円}}{398,811,844千円} = \text{—}$$

① 標準税収入額等	154,652,893千円
② 普通交付税額	213,838,215千円
③ 臨時財政対策債発行可能額	30,320,736千円

※実質赤字額がないので「—」表示となる
(分子の剰余金を計算すると△6.11%)

2 連結実質赤字比率

公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額（または資金不足額）の、標準財政規模に対する比率であり、これが生じた場合には、問題のある赤字会計が存在することとなり、赤字の早期解消を図る必要がある。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- 連結実質赤字額：①と②の合計額が、③と④の合計額を超える場合の当該超える額
- ① 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計の実質赤字額の合計額
 - ② 公営企業に係る特別会計の資金不足額の合計額
 - ③ 一般会計及び公営企業以外の特別会計の実質黒字額の合計
 - ④ 公営企業に係る特別会計の資金剰余額の合計額

	①実質赤字額・②資金不足額 (千円)	③実質黒字額・④資金剰余額 (千円)		備考
一般会計等	—	24,385,356	(22,192,912)	歳入－歳出（翌年度繰越等控除）
病院事業	—	8,334,432	(13,368,931)	流動資産－流動負債 －地方債現在高
電気事業	—	10,943,061	(12,497,648)	
工業用水道事業	—	463,783	(421,666)	歳入－歳出－地方債現在高 (歳入＋土地収入見込額) －(歳出＋地方債残高)
流域下水道事業	—	909,567	(860,313)	
港湾整備事業	—	1,265,638	(1,430,337)	
計	0	46,301,837	(50,771,807)	

○ 標準財政規模：人口、面積等から算定する当該団体の標準的な一般財源の規模 398,811,844千円

《算定》

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{①実質赤字額} + \text{②資金不足額}}{\text{標準財政規模}} = \frac{\text{— 千円}}{398,811,844千円} = \text{—}$$

※実質赤字額がないので「—」表示となる
(分子の剰余金を計算すると△11.60%)

3 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金などの、標準財政規模に対する比率であり、18%を超えると起債の許可が必要となり、25%を超えると一部の起債発行が制限される。(地方財政法)

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{(地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金)} - \text{(特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模} - \text{(元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}} \quad (\text{3カ年平均})$$

- 準元利償還金：①～⑤の合計額
 - ① 満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還相当額
 - ② 公営企業債の償還財源に充当した一般会計等からの繰出金
対象公営企業：病院事業、電気事業、工業用水道事業、流域下水道事業、港湾整備事業など
 - ③ 組合等が起こした地方債の償還財源に充当した負担金・補助金
対象組合等：岩手県競馬組合
 - ④ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
 - ⑤ 一時借入金の利子
- 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額
地方交付税の算定上、基準財政需要額に算入される元利償還金及び準元利償還金
- 基準財政需要額：合理的かつ妥当な水準で行政を行った場合の財政需要を算定したもの
- 標準財政規模：人口、面積等から算定する当該団体の標準的な一般財源の規模

《算定》

実質公債費比率の内訳

(単位:千円)

構成要素	平成29年度 A	平成28年度 B	平成27年度 C	平成26年度 D
分子 ①=②+③-④-⑤	56,117,593	57,752,656	65,701,832	68,987,741
② 地方債の元利償還金	119,442,420	121,453,967	130,106,588	132,812,644
③ 準元利償還金	11,951,483	12,300,833	11,948,179	11,365,567
満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還相当額	868,033	930,333	897,000	863,667
公営企業債の償還財源に充当した一般会計等からの繰出金	10,178,527	10,382,550	10,094,497	9,140,531
病院事業	8,482,462	8,264,978	7,747,510	6,897,449
電気事業	0	370	0	0
工業用水道事業	11,345	14,072	15,378	0
流域下水道事業	760,659	805,835	844,636	763,214
港湾整備事業	924,061	1,297,295	1,486,973	1,479,868
(臨海土地造成事業)				
(特定環境保全公共下水道事業)				
(漁業集落排水施設)				
組合等が起こした地方債の償還財源に充当した負担金・補助金				
公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出	904,456	987,426	955,046	1,359,428
PFI事業に係るもの				
利便施設及び公共施設を買い取るもの				
国営土地改良事業、(独)緑資源機構等の行う事業に対する負担金	904,456	987,424	955,044	1,277,272
地方公務員等共済組合が建設した職員住宅等の賃借料				
社会福祉法人の建設資金借入金の償還に対する補助				
その他これらに準ずると認められるもの		0	0	82,145
利子補給に係るもの		2	2	11
一時借入金の利子	467	524	1,636	1,941
④ 特定財源(貸付金の元利償還金及び県営住宅使用料)	1,212,564	1,261,325	1,185,283	1,352,163
⑤ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	74,063,746	74,740,819	75,167,652	73,838,307
分母 ⑥=⑦-⑧	324,748,098	326,512,575	331,359,346	324,196,844
⑦ 標準財政規模	398,811,844	401,253,394	406,526,998	398,035,151
⑧ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	74,063,746	74,740,819	75,167,652	73,838,307
実質公債費比率 ①/⑥	17.28035%	17.68773%	19.82797%	21.27958%

実質公債費比率 平成29年度の数值(平成27～29の平均)	18.2%	19.5%
----------------------------------	-------	-------

H26～28の平均

4 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の、標準財政規模に対する比率であり、これらの負債が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すストック指標である。
この比率が高い場合、将来これらの負担額を実際に支払う必要があることから、今後の財政運営が圧迫されるなどの問題が生じる可能性が高くなる。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- 将来負担額：①～⑧の合計額
 - ① 一般会計等の年度末地方債現在高
 - ② 債務負担行為に基づく支出予定額
 - ③ 公営企業債の償還財源に充当する一般会計等からの負担等見込額
対象公営企業：病院事業、電気事業、工業用水道事業、流域下水道事業、港湾整備事業
 - ④ 組合等が起こした地方債の償還財源に充当する県からの負担等見込額
対象組合等：岩手県競馬組合
 - ⑤ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）
 - ⑥ 設立法人の負債等に係る一般会計等の負担見込額
 - ⑦ 連結実質赤字額
 - ⑧ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
対象組合等：岩手県競馬組合

- 充当可能基金額：①～⑥に充てることのできる基金

- 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額
今後、地方交付税の算定上、基準財政需要額に算入される見込の元利償還金及び準元利償還金

- 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額
地方交付税の算定上、基準財政需要額に算入される元利償還金及び準元利償還金
基準財政需要額：合理的かつ妥当な水準で行政を行った場合の財政需要を算定したもの

- 標準財政規模：人口、面積等から算定する当該団体の標準的な一般財源の規模

《算定》

将来負担比率の内訳

(単位:千円)

構成要素	平成29年度	構成比	平成28年度	差引	備考
分子 ①=②-⑪-⑬	728,269,234		749,047,911	△ 20,778,677	
② 将来負担額 ②=③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩	1,625,809,042	100.0%	1,672,318,339	△ 46,509,297	
③ 一般会計等の年度末地方債現在高	1,375,859,464	84.6%	1,407,167,913	△ 31,308,449	
④ 債務負担行為に基づく支出予定額	3,626,744	0.2%	4,541,998	△ 915,254	
PFI事業に係るもの					
利便施設及び公共施設を買い取るもの					
国営土地改良事業に係るもの (かんがい排水事業、農地開発事業、農地再編整備事業、農用地総合整備事業)	2,099,032		2,835,284	△ 736,252	債務負担行為を設定
森林総合研究所等が行う事業に係るもの (農用地総合整備事業、旧緑資源幹線林道事業)	1,527,712		1,706,714	△ 179,002	全事業に債務負担行為を設定
地方公務員等共済組合が建設した職員住宅等の賃借料					
依頼土地の買い戻しに係るもの					
その他これらに準ずるもの					
⑤ 公営企業債の償還財源に充当する一般会計等からの負担等見込額	70,174,472	4.3%	82,442,721	△ 12,268,249	地方債償還に係る一般会計等からの繰入金
病院事業	54,741,655		66,650,500	△ 11,908,845	
電気事業					
工業用水道事業					
流域下水道事業	9,303,176		9,581,438	△ 278,262	
港湾整備事業	6,129,641		6,210,783	△ 81,142	
⑥ 組合等が起こした地方債の元利償還に充当する県からの負担等見込額		0.0%			
⑦ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)	176,003,154	10.8%	178,072,223	△ 2,069,069	一般会計等対象職員数17,811人
⑧ 設立法人の負債等に係る一般会計等の負担見込額	145,208	0.0%	93,484	51,724	
土地開発公社					
岩手県工業技術センター					
岩手県立大学					
クリーンいわて事業団	60,000		75,440	△ 15,440	損失補償対象債務の10%を算入
岩手県農業公社	85,208		18,044	67,164	損失補償対象債務の10%を算入
岩手県信用保証協会					損失補償実行率:0.1%
岩手県漁業信用基金協会					
いわて産業振興センター					
⑨ 連結実質赤字額		0.0%			
⑩ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額		0.0%			
岩手県競馬組合					負担額と同額を基金から貸付(一般会計等負担なし)
⑪ 充当可能基金額	73,177,661	4.5%	81,827,189	△ 8,649,528	
財政調整基金	20,815,880		22,786,370	△ 1,970,490	
減債基金	18,617,408		23,658,325	△ 5,040,917	
国民健康保険広域化等支援基金	301,594		297,257	4,337	
地域振興基金	3,362,147		3,361,745	402	
東日本大震災津波復興基金	7,500,471		9,922,942	△ 2,422,471	
産業振興基金	403,076			403,076	
いわて社会貢献・復興活動支援基金	267,611		274,899	△ 7,288	
岩手県国民体育大会運営基金				0	
いわて銀河鉄道経営安定化基金	273,124		210,595	62,529	
環境保全基金	220,481		221,581	△ 1,100	
地域医療介護総合確保基金	616,580		636,941	△ 20,361	
社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金				0	
国民健康保険財政安定化基金				0	
子育て支援対策臨時特例基金				0	
ふるさとの水と土保全基金	511,075		515,949	△ 4,874	
県営林造成基金	351,804		347,791	4,013	
公営林造成基金	146,454		123,608	22,846	
いわての森林づくり基金	1,876,396		1,500,673	375,723	
学校施設設備基金	5,473		5,486	△ 13	
いわての学び希望基金	7,608,055		7,484,670	123,385	
土地開発基金	2,200,000		2,200,000	0	
自治振興基金	2,773,347		3,445,314	△ 671,967	
用品調達基金	50,000		50,000	0	
美術品取得基金	247,429		257,589	△ 10,160	
岩手競馬再生推進基金	5,029,256		4,525,454	503,802	
⑫ 特定財源見込額	51,701,420	3.2%	51,518,906	182,514	
国庫支出金	1,077,140		1,383,815	△ 306,675	国営土地改良事業負担金、森林総合研究所営土地改良事業負担金
地方債を財源とする貸付金の償還金	40,541,562		41,124,334	△ 582,772	ふるさと融資元金償還金、中小企業高度化資金貸付金償還金など
公営住宅の賃借料等	10,082,718		9,010,757	1,071,961	
臨時地方道整備事業債等に係る県負担金					
その他					
⑬ 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	772,660,727	47.5%	789,924,333	△ 17,263,606	
分母 ⑭=⑮-⑯	324,748,098		326,512,575	△ 1,764,477	
⑮ 標準財政規模	398,811,844		401,253,394	△ 2,441,550	
⑯ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	74,063,746		74,740,819	△ 677,073	
将来負担比率 ①/⑭	224.2%		(229.4%)		

(2) 平成29年度決算に基づく資金不足比率審査意見書の概要

審査の方法	地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により知事から提出された平成29年度決算に基づく岩手県流域下水道事業特別会計、岩手県港湾整備事業特別会計、岩手県立病院等事業会計、岩手県電気事業会計、岩手県工業用水道事業会計の5つの公営企業会計に係る資金不足比率及びその算定基礎書類について、法令等に照らし、資金不足比率の算定過程に誤りはないか、算定基礎書類が適正に作成されているかなどに主眼を置き、決算書等必要な書類と照合精査して実施した。			
審査の結果	1 審査に付された各公営企業会計に係る資金不足比率及びその算定基礎書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。			
	会計名	平成29年度	平成28年度	増減
	岩手県流域下水道事業特別会計	— %	— %	— %
	岩手県港湾整備事業特別会計	— %	— %	— %
	岩手県立病院等事業会計	— %	— %	— %
	岩手県電気事業会計	— %	— %	— %
岩手県工業用水道事業会計	— %	— %	— %	経営健全化基準 20.0%
2 資金不足比率は、各公営企業会計とも資金不足額がないことから算定されない。				

(参考)

資金不足比率は、各公営企業ごとの資金不足額の、事業の規模に対する比率であり、経営健全化基準（20.0%）以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければならない。
平成29年度においては、次のとおり資金不足が生じた公営企業はないため、資金不足比率は該当しない。

資金不足比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

○ 資金の不足額

(法適用企業) 資金の不足額＝流動負債等＋算入地方債の現在高－流動資産等（－解消可能資金不足額）

対象公営企業：病院事業、電気事業、工業用水道事業

(法非適用企業)

《非宅地造成事業》

資金の不足額＝歳出額＋算入地方債の現在高－歳入額等（－解消可能資金不足額）

対象公営企業：流域下水道事業

《宅地造成事業》

資金の不足額＝歳出額＋算入地方債の現在高－歳入額等－土地収入見込額（－解消可能資金不足額）

ただし、歳出額＋算入地方債の現在高－歳入額等－土地収入見込額＋地方債残高>0のとき資金不足額は0とする。

対象公営企業：港湾整備事業

※ 算入地方債の現在高： 建設事業以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高

※ 解消可能資金不足額： 事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額（本県には該当なし）

○ 事業の規模

(法適用企業) 事業の規模＝営業収益の額－受託工事収益の額

(法非適用企業) 事業の規模＝営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

《算定》

(単位：千円、%)

会計名	①資金不足額	②事業規模	資金不足比率①/②	平成28年度	増減
流域下水道事業	(△909,567)	4,131,257	(△22.0)	(△21.2)	(△0.8)
港湾整備事業	(△1,476,966)	278,154	(△530.9)	(△706.8)	(175.9)
病院事業	(△8,334,432)	88,512,561	(△9.4)	(△15.2)	(5.8)
電気事業	(△10,943,061)	5,277,519	(△207.3)	(△256.5)	(49.2)
工業用水道事業	(△463,783)	837,747	(△55.3)	(△50.4)	(△4.9)

※資金不足額がないので「－」表示となる

10 監査の組織体制

(1) 監査委員

区 分		氏 名	任 期
議会選出 委員	非常勤	おの きょう 小野 共	平成29年10月2日 ~
	非常勤	ちば つとう 千葉 伝	平成29年10月2日 ~
識見委員	常 勤	てらざわ つよし 寺沢 剛	平成30年4月1日 ~ 平成34年3月31日
	非常勤	ぬまた よしこ 沼田 由子	平成30年4月1日 ~ 平成34年3月31日

(2) 監査委員事務局組織

